

笑顔あふれる
やさしいまちを目指して

第4期鹿沼市地域福祉計画

鹿沼市成年後見制度利用促進基本計画・鹿沼市再犯防止推進計画



令和4年3月

はじめに

令和4年3月

鹿沼市長 佐藤 信



私たちを取り巻く社会は、高齢者の親がひきこもり状態の子どもの世話を続ける 8050 問題、介護と育児が同時期に重なるダブルケアなど、生活課題が複雑化・多様化し、様々な問題が次々とうきぼりになってきています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの社会・経済活動が停止し減収や失業による生活に対する不安や、高齢者等の孤立などの新たな課題も発生しています。

このような背景から、国では地域でのコミュニティを活性化させることで、住民同士の支え合いである「互助」を促進し、複雑化・多様化した困難な課題に対しては、行政等が整備する総合的な窓口・体制によって解決される「地域共生社会」の実現に向けた法整備等を進めています。

本市では、平成 19 年3月に第1期の「鹿沼市地域福祉計画」を策定し、以後2度の改定を行い行政の福祉サービスの充実と、地域住民の助け合い・支え合いによる地域福祉の向上に努めてきました。

最初の計画策定から 15 年が経ち、複雑・多様化する社会問題等に対応するため、『向こう三軒両隣 笑顔あふれるやさしいまち』を基本理念として「安心して笑顔で暮らせる地域づくり」「一人ぼっちにしないさせない 体制づくり」「困ったときはお互い様 共に助け合う人づくり」の3つを基本目標とした第4期地域福祉計画を策定いたしました。

本計画の中で、新たに認識された課題や課題解決のための総合的な支援体制の構築をはじめ、あわせて本計画と関連性が高い「成年後見制度利用促進基本計画」と「再犯防止推進計画」を包含することで、本市の地域福祉を更に推進していくものです。

本計画の推進にあたり、市民の皆さま、地域で活動されている関係団体の皆さまと連携を深め、皆さまとの協働により各事業を実施していく所存です。本市の地域福祉理念の実現に向け、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とも連携を図り、さらなる地域福祉の充実を推進してまいりますので、今後とも皆さまのご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご審議をいただきました鹿沼市保健福祉審議会の皆さまをはじめ、貴重なご意見やアンケート調査など、ご協力をいただきました市民の皆さまに深く感謝を申し上げます。

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の役割と位置づけ	6
第2章 地域を取り巻く現状と課題	11
1 人口及び世帯数の状況	13
2 地区の状況	15
3 子どもを取り巻く状況	16
4 高齢者を取り巻く状況	19
5 障がい者を取り巻く状況	22
6 地域の状況	24
7 アンケート調査からみえる課題	29
8 市民が抱える生活課題	40
第3章 鹿沼市の目指す地域福祉	43
1 鹿沼市の目指す地域福祉	45
2 目指すまちの姿、基本理念及び基本目標	46
3 施策の体系	48
第4章 施策の展開	49
基本目標1 安心して笑顔で暮らせる地域づくり	52
基本目標2 一人ぼっちにしない・させない体制づくり	57
基本目標3 困ったときはお互い様 共に助け合う人づくり	63
第5章 鹿沼市成年後見制度利用促進基本計画	69
1 計画策定の背景	71
2 計画の目的	72
3 計画の位置づけ	72
4 基本目標と施策の体系	73
5 今後の取り組み	73
6 計画の推進体制	74
第6章 鹿沼市再犯防止推進計画	75
1 計画策定の背景	77
2 再犯防止を取り巻く状況	77
3 計画の位置づけ	78
4 施策の体系	78
5 今後の取り組み	79

第7章 計画の推進体制	81
1 市民・地域・団体・事業者・行政の協働による推進.....	83
2 計画の進行管理.....	85
3 社会福祉協議会との連携による事業の推進.....	85
資料	87
1 策定経過と策定体制.....	89
2 鹿沼市保健福祉審議会条例.....	91
3 鹿沼市保健福祉審議会委員名簿.....	92
4 市民意識調査の概要.....	93
5 用語の解説.....	94

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

世界に前例のない速さで高齢化が進み、これまで経験したことのない超高齢社会を迎えた我が国では、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者世帯が増えています。そうしたなか、高齢の親がひきこもり状態などの子の世話を続ける 8050 問題、介護と育児が同時期に重なるダブルケアなど、生活課題が複雑化・多様化し、従来の福祉の仕組みでの対応を困難にしています。さらには、令和元年に発生した令和元年東日本台風等、自然災害も多発しています。

このような背景から、国では、地域のコミュニティを活性化させることで、住民同士の支え合いである「互助」を促進し、複雑化・多様化している住民の課題が早期に解決されること、更に困難な課題に対しては、行政等が整備する総合的な窓口・体制によって解決される「地域共生社会」の実現に向けた法整備等を進めています。

鹿沼市（以下「本市」）においては、誰もが住み慣れた地域で健やかに暮らすことができる社会の実現を目指し、「向こう三軒両隣 誰もが心地よく暮らせるまち」を基本理念とする第3期鹿沼市地域福祉計画を平成29年3月に策定し、地域福祉の推進に努めてまいりました。

しかしながら、第3期計画の開始以降、高齢者や障がい者の権利擁護、制度の狭間にある人への支援、災害対応のあり方など、新たに認識された課題に加え、課題を受け止める総合的な窓口の必要性、課題解決のための総合的な支援体制の構築など、新型コロナウイルス感染症の広がりに収束が見られない中で、取り組むべき事項が増加しています。

これらの課題への対応や取り組むべき事項を取り込み、本市の地域福祉を更に推進するため、第4期鹿沼市地域福祉計画を策定します。

(2) 社会福祉の仕組みの変化

近年の社会福祉は、社会福祉基礎構造改革の中で平成12年6月に「社会福祉法」が成立し、そこで「地域福祉の推進」(第4条)が位置づけられました。この中で地域福祉は、福祉サービスを必要としている人々が自立した社会参加ができるよう、地域住民はもとより、社会福祉事業者や福祉に関わる人々が相互に協力し、地域社会で生活課題の解決を図ることが示されており、この地域福祉を計画的に進めていくため、社会福祉法では、市町村は「市町村地域福祉計画」を策定する旨の規定を設け(第107条)、施行されています。

また、平成30年に施行された改正社会福祉法においては、包括的な支援体制の整備を含めた地域福祉の推進は、国及び地方自治体の責務と明記されました。この中では「地域共生社会」の実現に向けた地域の課題解決力・地域丸ごとのつながりの強化が求められ、将来的には「地域包括ケアシステム」についても、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障がい者や子どもにも拡大し、普遍化していく方針が示されています。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の拡販の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

参考「社会福祉法」より抜粋

本市では、第8次総合計画の「笑顔あふれるやさしいまち」、「持続可能なまち」と自治基本条例の「市民が自分たちで地域を守る」精神により、「全ての住民が住みなれた地域で心地よく暮らすこと」ができるよう、地域福祉計画を策定します。

(3) 社会福祉制度の変遷

平成12年	◇社会福祉事業法が社会福祉法に改正 ◇介護保険制度の施行
平成15年	◇次世代育成支援対策推進法の施行
平成18年	◇介護保険法の改正 ◇障害者自立支援法の施行 ◇在宅医療の推進
平成20年	◇後期高齢者医療制度の導入
平成22年	◇「子ども・子育てビジョン」閣議決定
平成24年	◇介護保険法の改正 ◇障害者虐待防止法の施行 ◇子ども・子育て関連3法の制定
平成25年	◇障害者総合支援法の施行 ◇障害者優先調達推進法の施行 ◇障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定
平成26年	◇地域医療介護総合確保推進法の施行
平成27年	◇生活困窮者自立支援法の施行 ◇介護保険法の改正 ◇子ども・子育て支援新制度の開始
平成28年	◇障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行 ◇成年後見制度の利用の促進に関する法律施行 ◇再犯の防止等の推進に関する法律施行
平成29年	◇児童福祉法等の一部を改正する法律施行
平成30年	◇地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律施行 ◇生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律施行
令和元年	◇成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律施行
令和3年	◇地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律施行

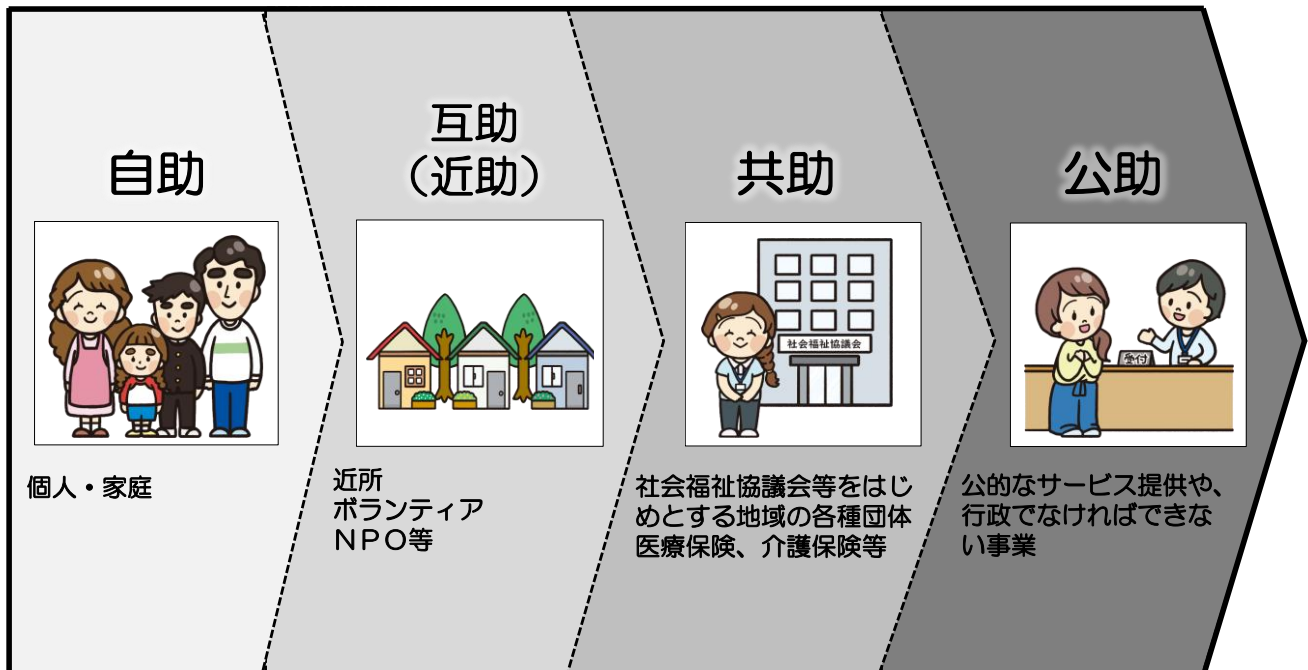
2 計画の役割と位置づけ

(1) 地域福祉とは

社会福祉の問題は、特殊な人々に生じる特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じてまわりの人々の助けを得ながら生きています。その助けは、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは問題を自分以外の人から援助や支援を得て解決しています。

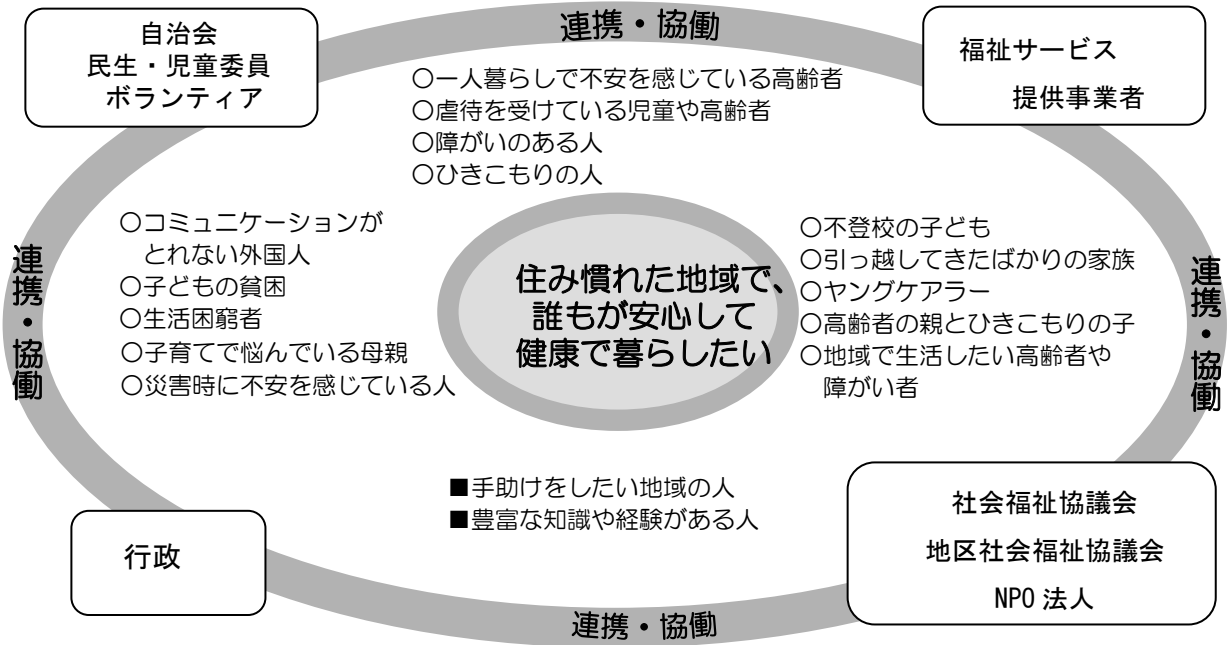
地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、地域などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、普通の生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」と考えられます。そのためには、まずは個人や家庭で自発的に自身の生活課題を解決する【自助】、友人やクラブ活動、自治会など、それぞれ個人が抱える生活課題を相互に支え合う【互助（近助）】、自分ひとりや家庭だけでは解決できない「困りごと」や行政サービス・民間のサービスでは対応できない問題を解決していくために、住民、団体・組織、企業等が連携した地域づくりや支え合い【共助】、公的なサービス提供や、行政でなければ解決できない問題は行政が行う【公助】が求められています。

本市では、向こう三軒両隣であるご近所の助け合いの「互助」を「近助」とし、力を入れて取り組みます。



(2) 地域福祉計画の目指す地域の姿

地域には支援を必要とする人がいます



地域福祉計画

市民みんなが地域で安心して暮らせるように、地域内の住民、団体・組織、企業、行政等が連携し、「支え手」「受け手」という関係を超えて、「困ったときはお互い様」「向こう三軒両隣」の精神で、地域づくりや支え合いの活動を推進することが重要です。

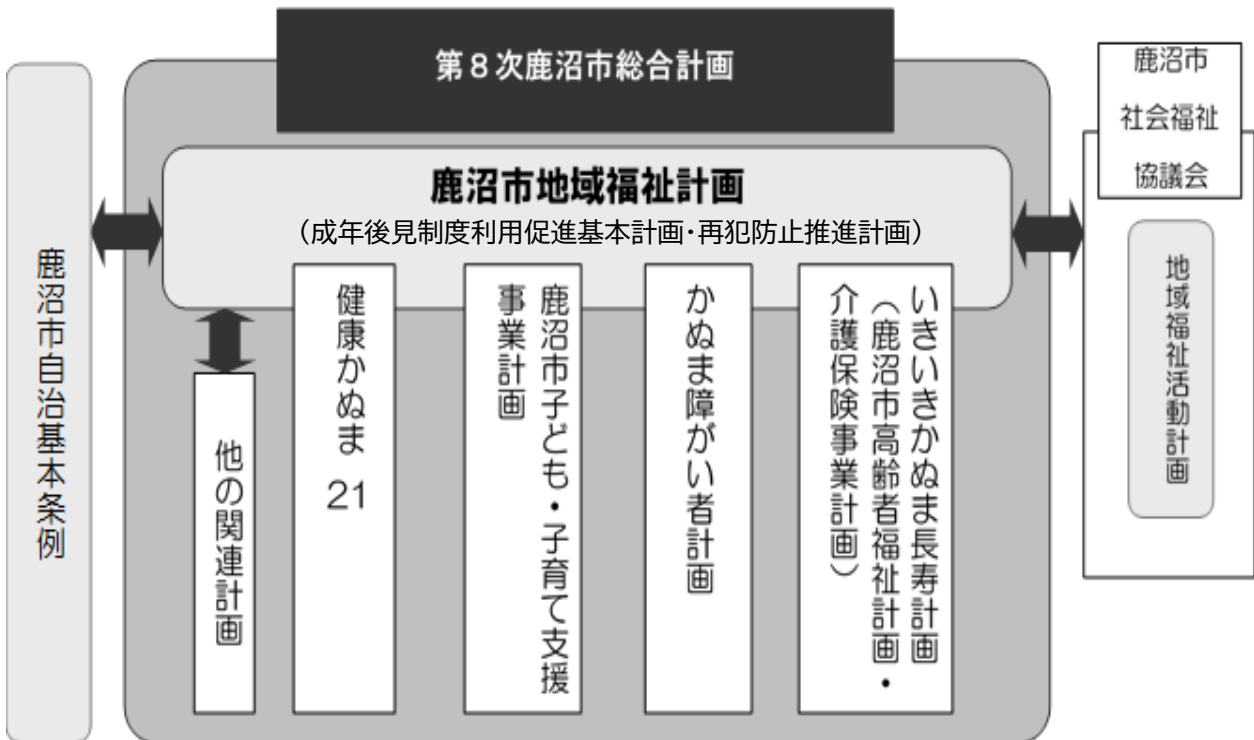
(3) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、障がいの有無、国籍、性別等に関わりなく、地域で暮らすすべての人々です。地域福祉の担い手も同様です。地域住民、自治会、行政、学校、社会福祉協議会、NPO等関係団体、ボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

(4) 計画の位置づけ

社会福祉法では、地域福祉を積極的に推進するため、市町村行政に「地域福祉計画」の策定が求められています。この計画は「かぬま障がい者計画」「鹿沼市子ども・子育て支援事業計画」「いきいきかぬま長寿計画」「健康かぬま 21」などの福祉分野の計画やその他、住民一人ひとりの生活に関わるすべての行政計画の地域福祉の理念を共有する、総合的な基本計画です。この「地域福祉計画」を具体化し、地域福祉を推進する住民活動の目標を定めたものが社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」であり、車の両輪のように連携するものとなります。

また、本計画と関連性が高い「成年後見制度利用促進基本計画」と「再犯防止推進計画」を包含することで、「笑顔あふれるやさしいまち」に向けた本市の地域福祉を更に推進していくものです。

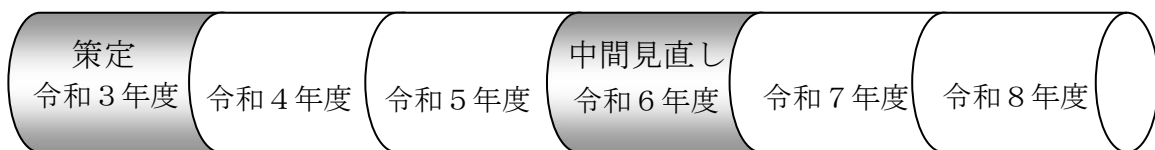


(5) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

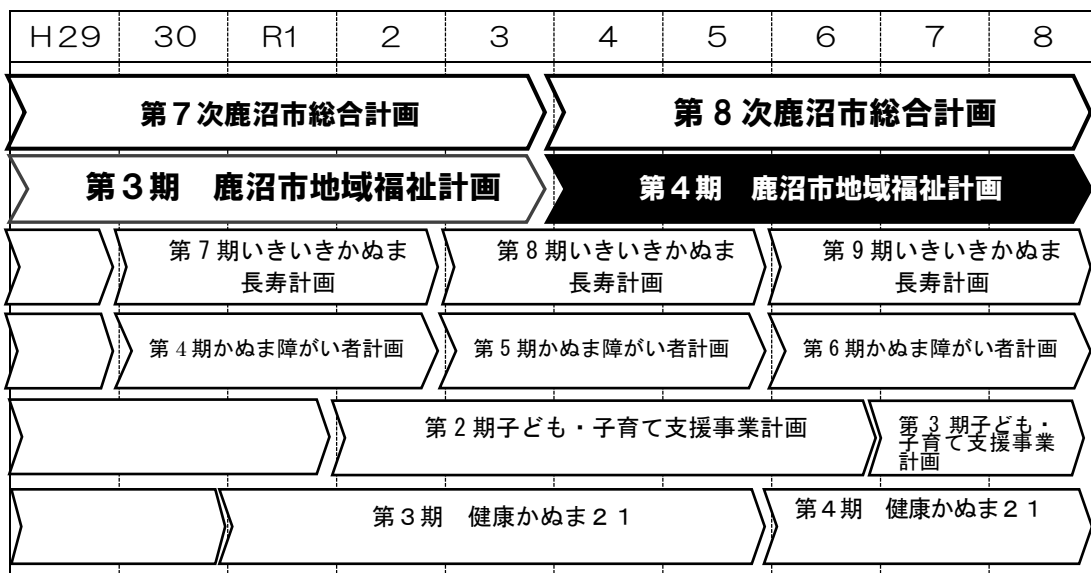
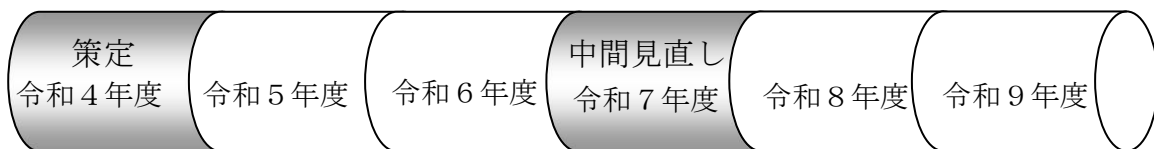
地域福祉を進めるための理念や取組みを定めた計画が地域福祉計画であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画となります。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって策定する計画であり、現在の「鹿沼市地域福祉活動計画」は、「鹿沼市地域福祉計画」を基本に地区福祉活動（コミュニティ）推進協議会、自治会協議会ほか各種団体の協力をいただき、従来の活動の見直し、新たな事業の検討を重ね、市内17地区でそれぞれの地域にあった活動内容になっています。本計画は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5か年を実施期間とします。また、社会情勢の変化などにより、随時見直しを図っていきます。

【鹿沼市地域福祉計画の策定期間】



【鹿沼市地域福祉活動計画の策定期間】



(6) SDGs を踏まえた計画推進

「SDGs (Sustainable Development Goals)」とは、平成27 (2015) 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標です。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SDGsの地球上の「誰一人取り残さない」という理念は、本計画における目指すべき方向性と同様であることから、計画の推進を通してSDGsの達成へ貢献します。

■本計画に関連する主なSDGsのゴール

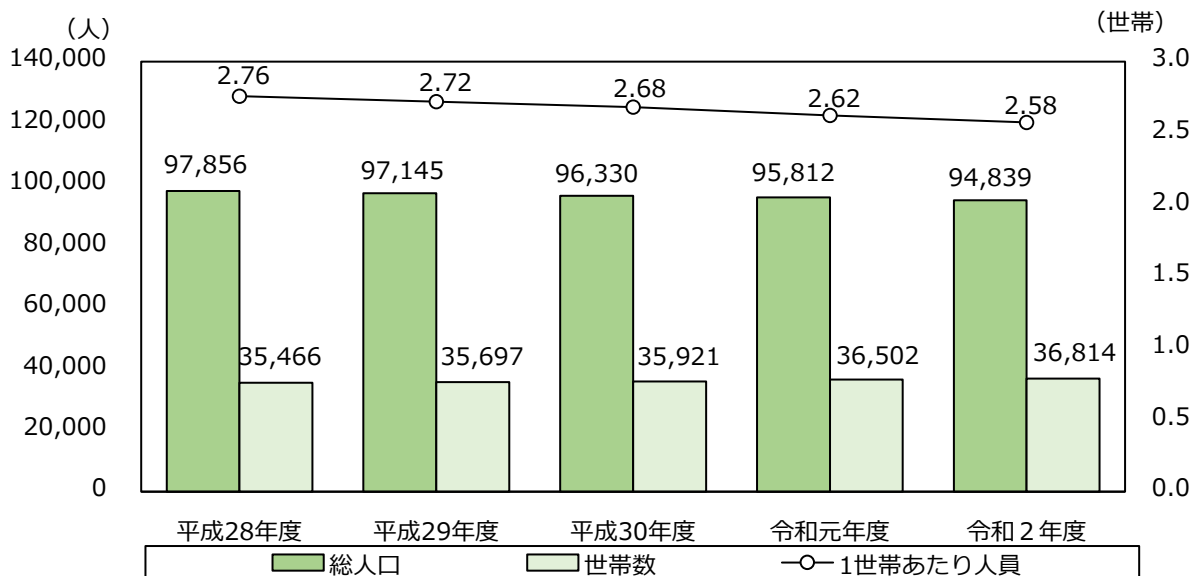
<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>ゴール1 貧困をなくそう 生活に困難を抱える人や世帯への支援を行います。</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>ゴール2 飢餓をゼロに 子ども食堂等の居場所づくりを支援します。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>ゴール3 すべての人に健康と福祉を 健康づくりの意識啓発を行い、住み慣れた家と地域で長く過ごせるようにします。</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>ゴール4 質の高い教育をみんなに 子どもの学習支援や生涯学習の機会を設けます。</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう 誰でも地域の活動に参画できるよう意識啓発を図ります。</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>ゴール8 働きがいも経済成長も 子どもの学習支援や生涯学習の機会を設けます。</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>ゴール10 人や国の不平等をなくそう 多様性への理解や人権擁護など、福祉に関する意識啓発を図ります。</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>ゴール11 住み続けられるまちづくりを 地域の防災力の向上を図り、いざという時の備えをします。</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>ゴール16 平和と公正をすべての人に 虐待の早期発見・早期対応のための体制整備を進めます。</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう 地域での困りごとや相談を受け止める体制整備を進めます。</p>

第2章 地域を取り巻く現状と課題

1 人口及び世帯数の状況

(1) 総人口と1世帯あたり人員の推移

本市の人口は、令和2年10月1日現在94,839人であり、この5年間で3,017人減少しています。一方、世帯数は増加しているため、1世帯あたり人員は2.6人を割り込んできています。

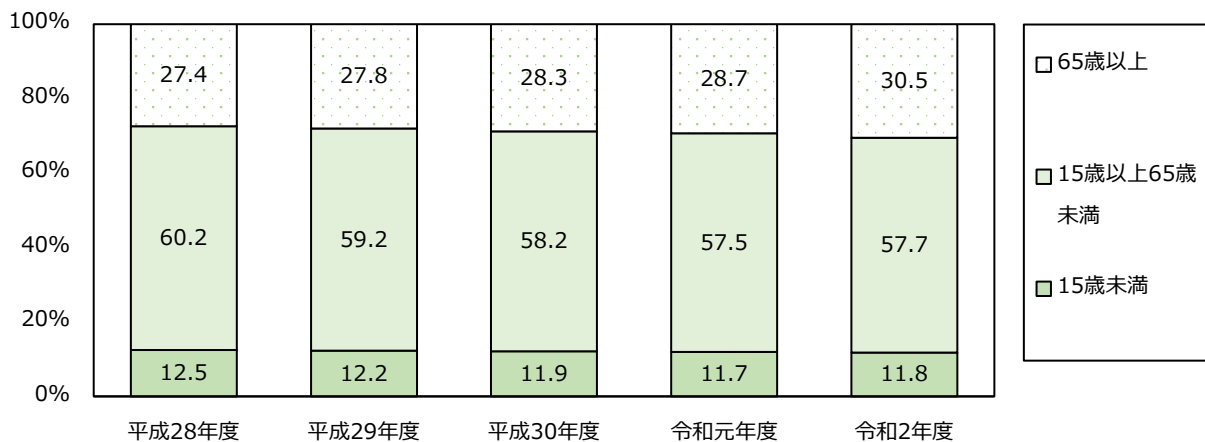


資料：市民課（各年10月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口構成の推移

年齢3区分別人口[※]構成をみると、65歳以上の老年人口割合が令和2年10月1日現在30.5%で、この5年間で3.1ポイント高くなっています。一方、年少人口割合は12.5%から11.8%、生産年齢人口割合は60.2%から57.7%と減少が続いています。

※年齢3区分別人口：3区分とは、年少人口（14歳以下の人口）、生産年齢人口（15～64歳の人口）、老年人口（65歳以上の人口）のことです。



資料：情報政策課（各年10月1日現在）

(3) 地区別人口の推移

地区別人口の推移をみると、平成 28 年度から増加しているのは、東部台地区の 181 人のみとなっています。

一方、平成 28 年度からの減少数が最も多かったのは、鹿沼地区で 553 人、次いで菊沢地区 285 人となっています。

各年 10 月 1 日現在（単位：人）

地区名 \ 年	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成28年 からの 増加・減少
鹿沼地区	23,336	23,327	23,181	22,975	22,783	-553
菊沢地区	13,875	13,816	13,752	13,680	13,590	-285
東大芦地区	3,162	3,090	3,030	2,983	2,934	-228
北押原地区	11,333	11,243	11,149	11,096	11,070	-263
板荷地区	1,745	1,699	1,666	1,616	1,567	-178
西大芦地区	821	788	758	733	706	-115
加蘇地区	1,929	1,878	1,846	1,783	1,724	-205
北犬飼地区	9,648	9,577	9,525	9,491	9,467	-181
東部台地区	16,404	16,427	16,452	16,749	16,585	181
南摩地区	3,076	3,011	2,944	2,908	2,856	-220
南押原地区	4,165	4,143	4,082	4,001	3,947	-218
粟野地区	3,056	2,965	2,923	2,886	2,795	-261
粕尾地区	1,436	1,389	1,334	1,287	1,254	-182
永野地区	1,220	1,167	1,144	1,094	1,063	-157
清洲地区	2,650	2,625	2,544	2,530	2,498	-152
合計	97,856	97,145	96,330	95,812	94,839	-3,017

資料：推計人口

※令和2年国勢調査確定値：94,033 人

2 地区の状況

地区別の世帯数をみると、最も多いのが鹿沼地区で 9,352 世帯、次いで東部台地区が 6,912 世帯となっています。1 世帯あたりの人数は、最も多いのが東大芦地区と南摩地区で、2.82 人となっています。

令和2年10月1日現在

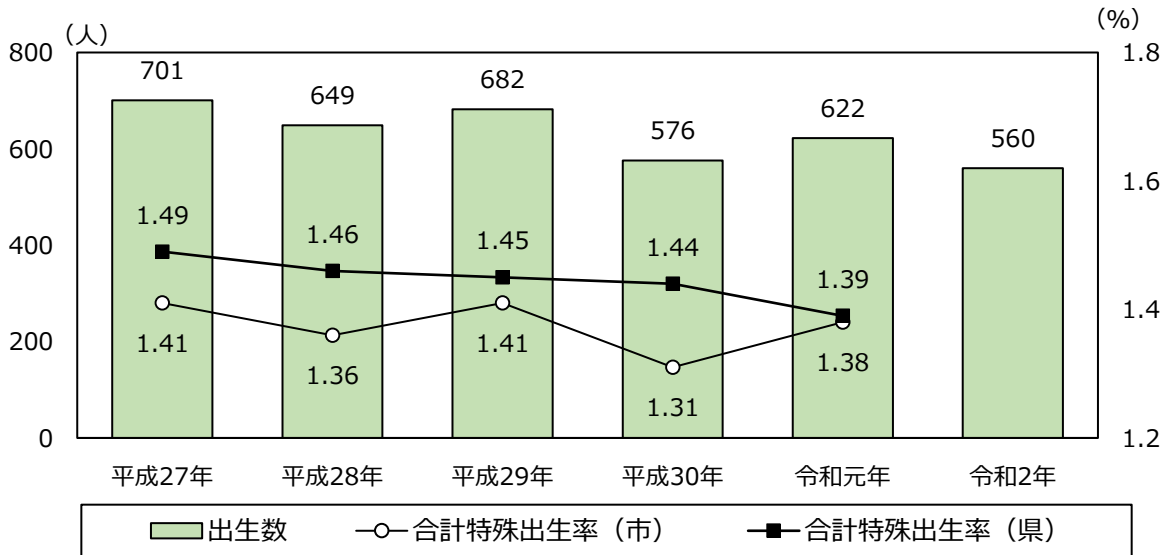
地区名	世帯数 (世帯)	人口(人)			1世帯当たりの 人数
		男	女	総数	
鹿沼地区	9,352	11,001	11,782	22,783	2.44
菊沢地区	4,958	6,750	6,840	13,590	2.74
東大芦地区	1,041	1,454	1,480	2,934	2.82
北押原地区	4,116	5,491	5,579	11,070	2.69
板荷地区	621	747	820	1,567	2.52
西大芦地区	297	320	386	706	2.38
加蘇地区	647	861	863	1,724	2.66
北犬飼地区	3,561	4,742	4,725	9,467	2.66
東部台地区	6,912	8,282	8,303	16,585	2.40
南摩地区	1,014	1,431	1,425	2,856	2.82
南押原地区	1,437	1,997	1,950	3,947	2.75
粟野地区	1,050	1,444	1,351	2,795	2.66
粕尾地区	492	626	628	1,254	2.55
永野地区	390	522	541	1,063	2.73
清洲地区	926	1,243	1,255	2,498	2.70
合計	36,814	46,911	47,928	94,839	2.58

資料：推計人口

3 子どもを取り巻く状況

(1) 出生数・合計特殊出生率*の推移

令和2年の出生数は560人で、前年より62人減少しています。

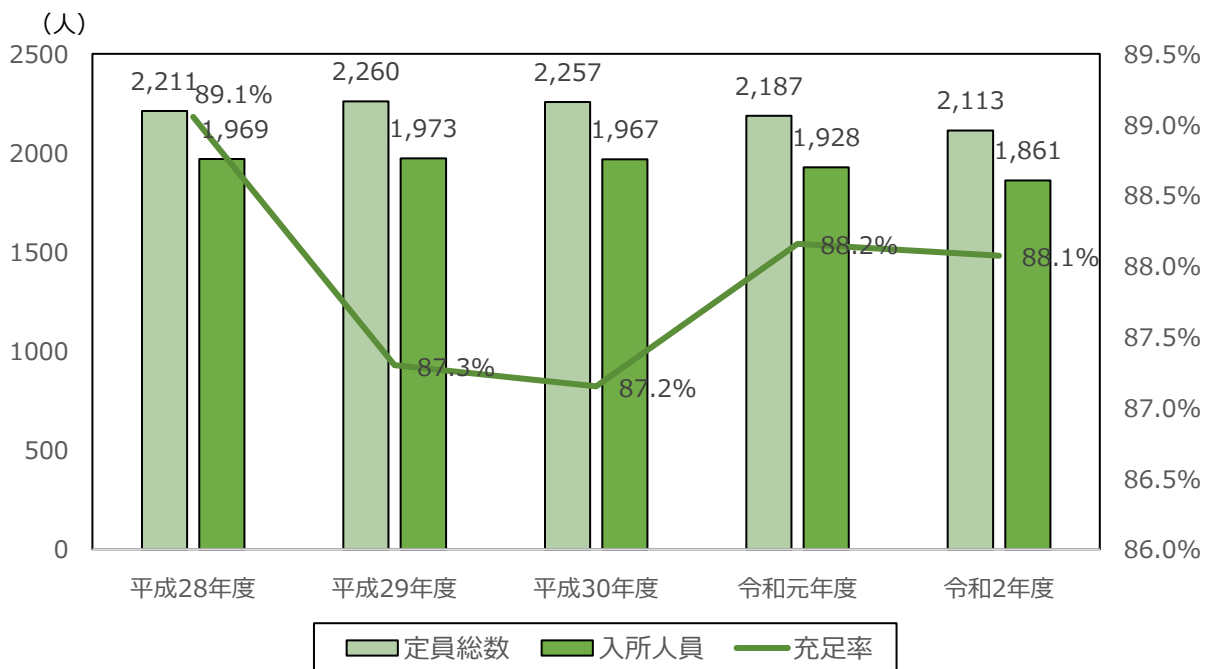


資料：「栃木県の人口動態統計」及び「鹿沼市統計書」

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当します。(令和2年実績は令和4年3月頃公表予定)

(2) 保育所の入所状況

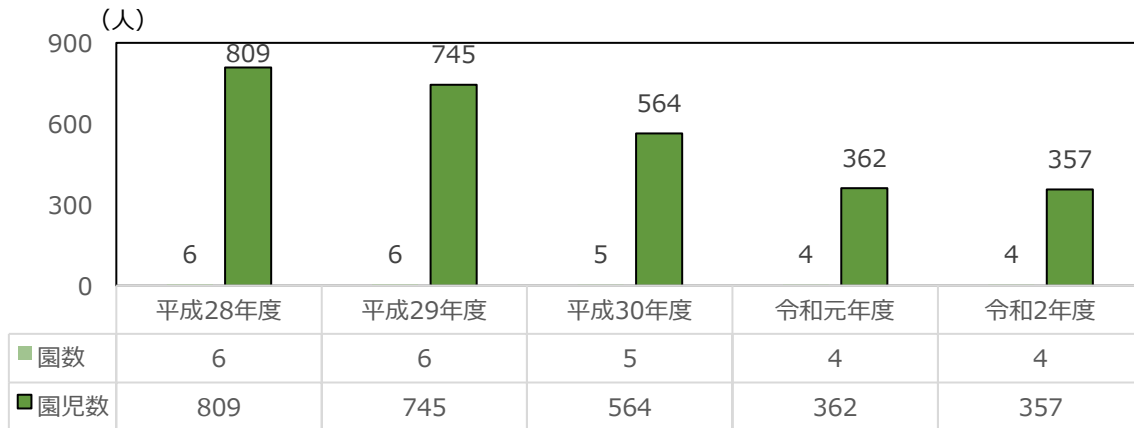
保育所の入所状況をみると、全体の定員2,113人に対し、入所児童の総数は1,861人となっています。



資料：保育課（各年4月1日現在）

(3) 幼稚園の入園状況

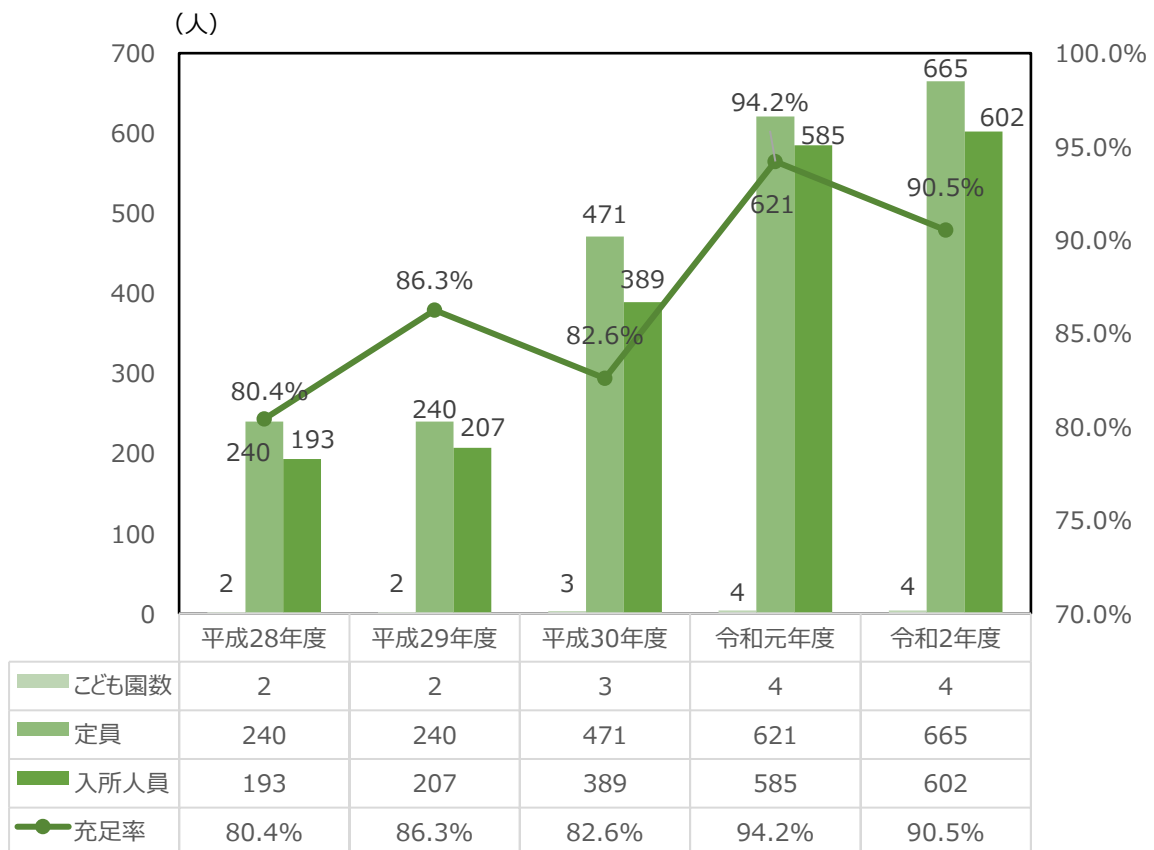
幼稚園は令和2年5月1日現在、市内に4園あります。園児数は幼稚園の認定こども園への移行に伴い減少しています。



資料：保育課（各年5月1日現在）

(4) 認定こども園の入園状況

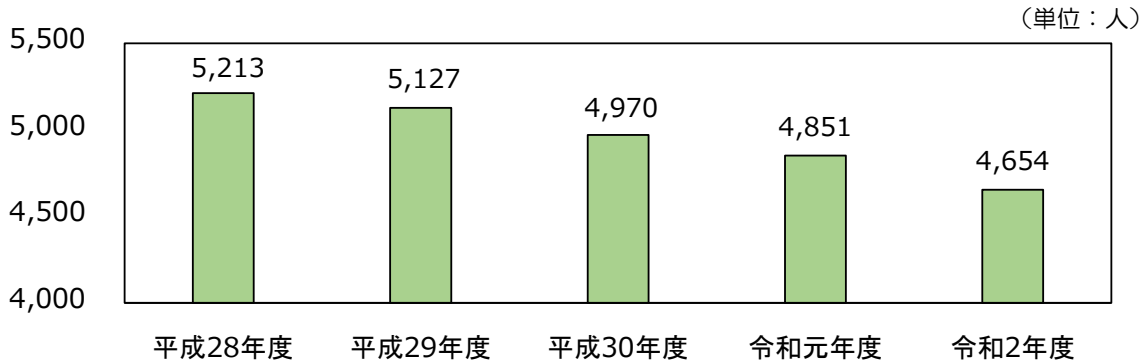
認定こども園は令和2年5月1日現在、市内に4園あります。園児数は幼稚園の認定こども園への移行に伴い平成30年度から増加しています。



資料：保育課（各年5月1日現在）

(5) 小学校の状況

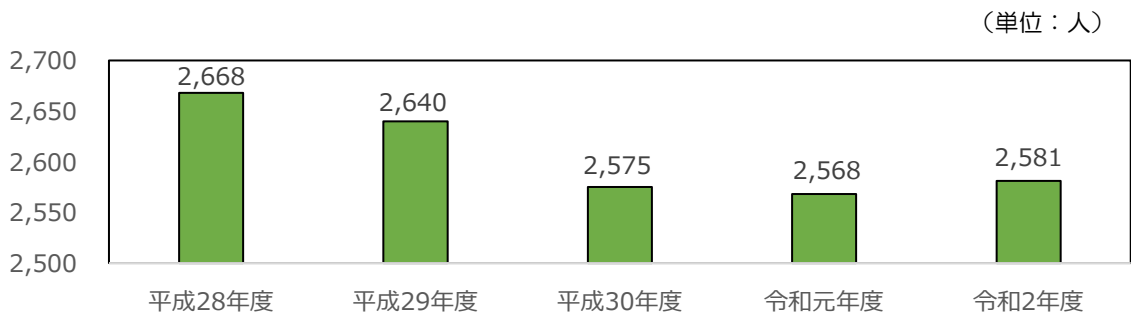
令和3年4月現在、市内に24校の小学校があります。児童数は年々減少しており、平成28年から令和2年では559人の減少となっています。



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

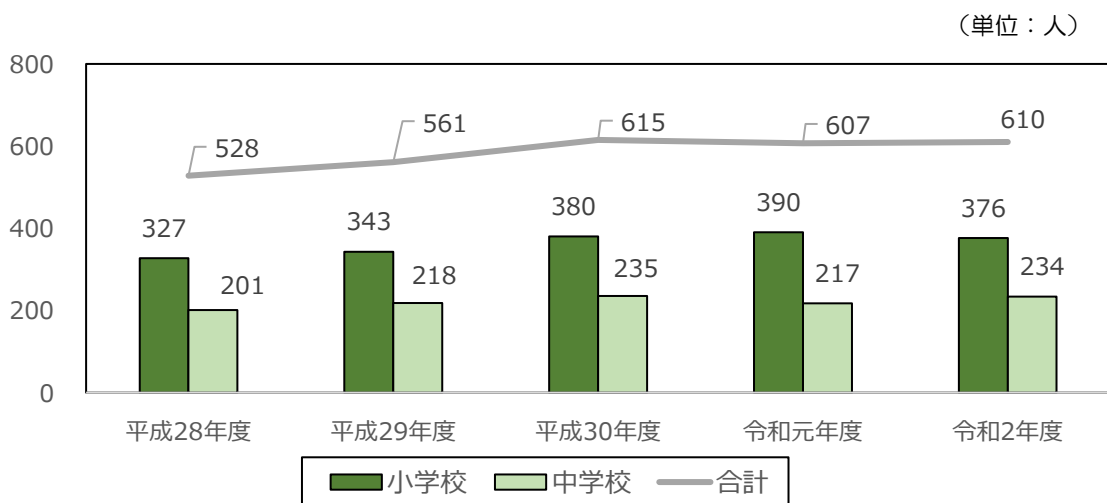
(6) 中学校の状況

令和3年4月現在、市内に10校の中学校があります。生徒数は年々減少しており、平成28年から令和2年では87人の減少となっています。



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

(7) 準要保護の認定状況

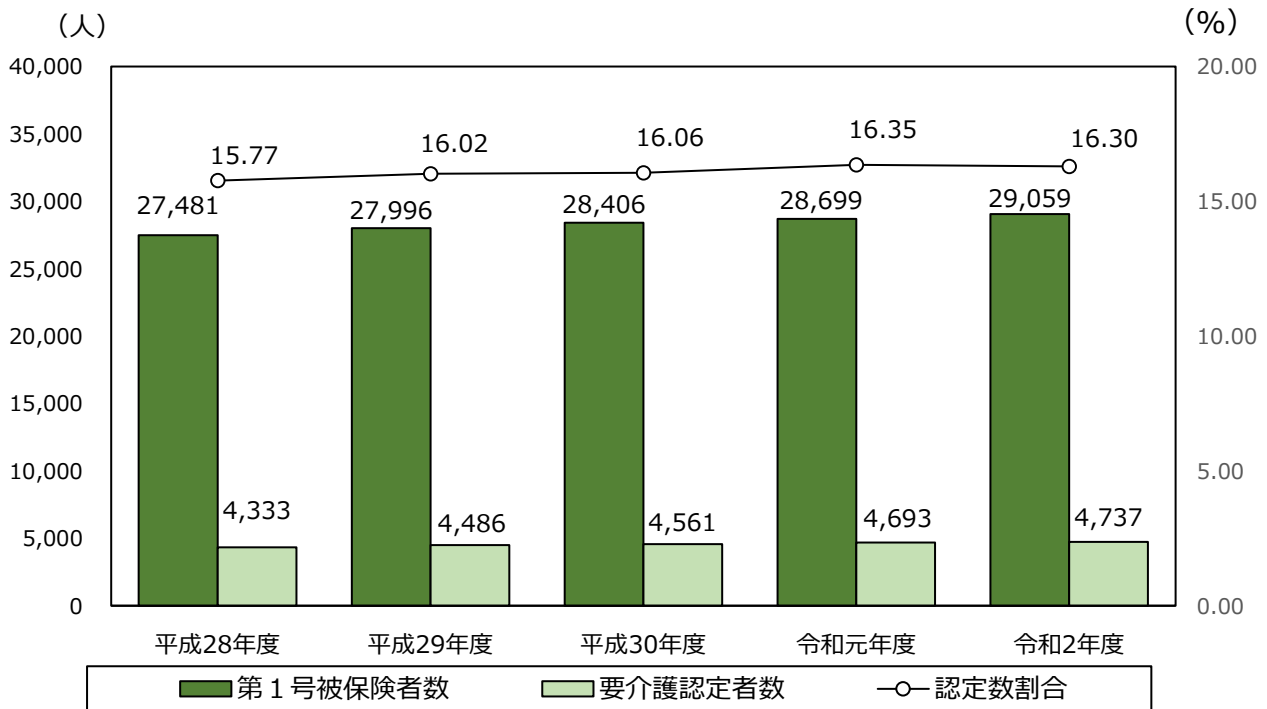


資料：学校教育課（各年3月31日現在）

4 高齢者を取り巻く状況

(1) 要介護認定者数の推移

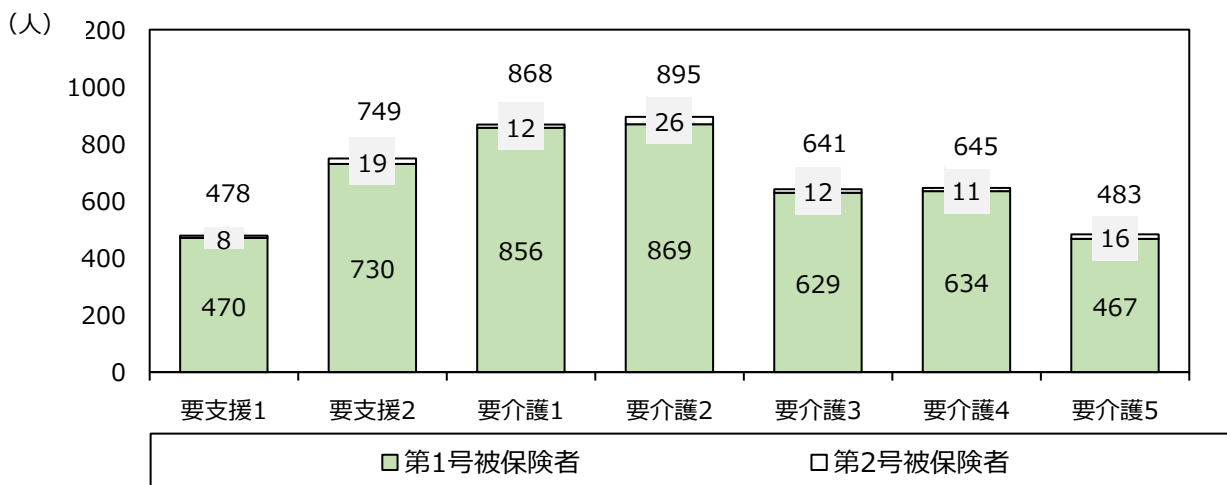
要介護認定者数の推移をみると、令和3年3月31日現在で4,737人となっており、前年より44人増加しています。第1号被保険者数に占める認定者の割合は16.3%です。



資料：介護保険課（各年3月31日現在）

(2) 要介護（要支援）認定者数の状況

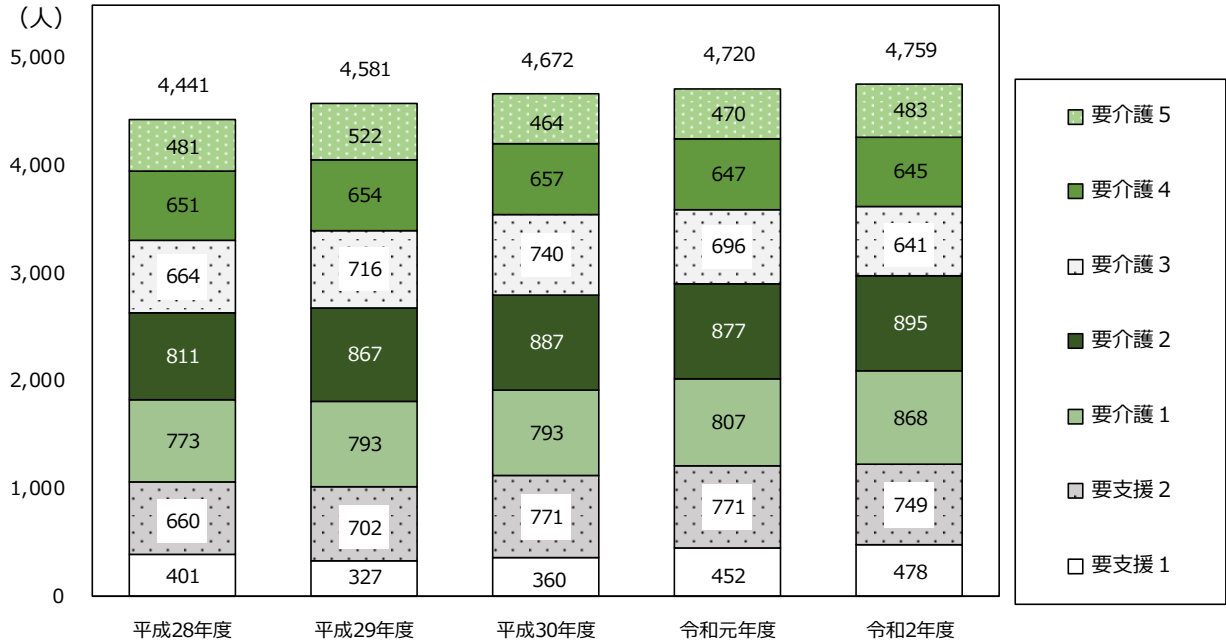
要介護（要支援）認定者数を要介護度別にみると、最も多いのが要介護2で895人、次いで、要介護1が868人、要支援2が749人となっています。



資料：介護保険課（令和3年3月31日現在）

(3) 要介護度別認定者数の推移

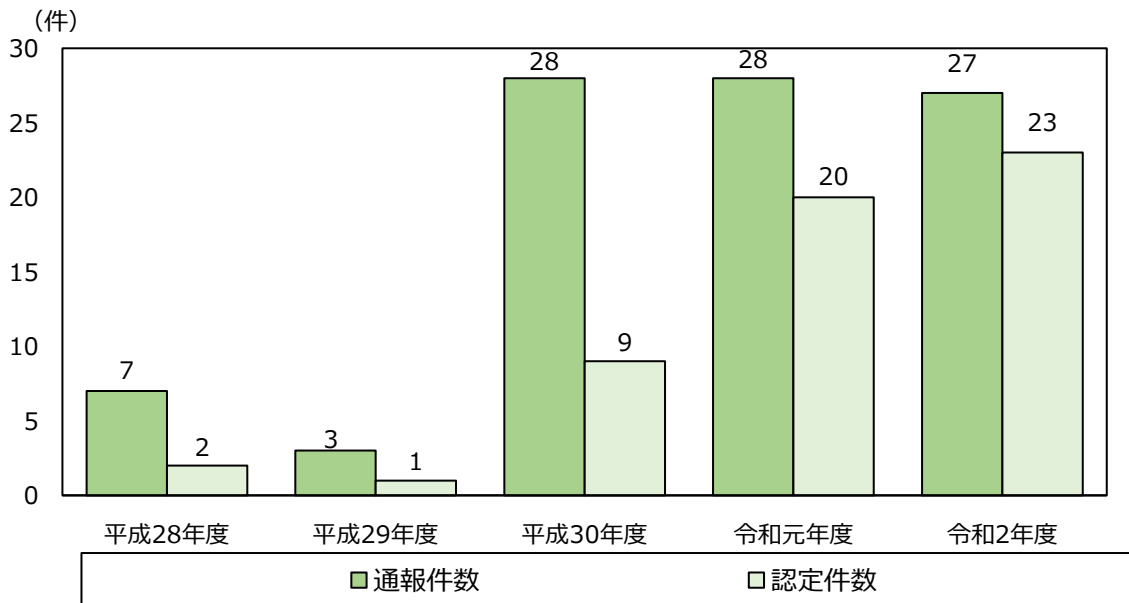
要介護度別認定者数の推移をみると、要支援1や要支援2などの介護予防を目指す認定者が増加しています。



資料：介護保険課（各年3月31日現在）

(4) 高齢者虐待の状況

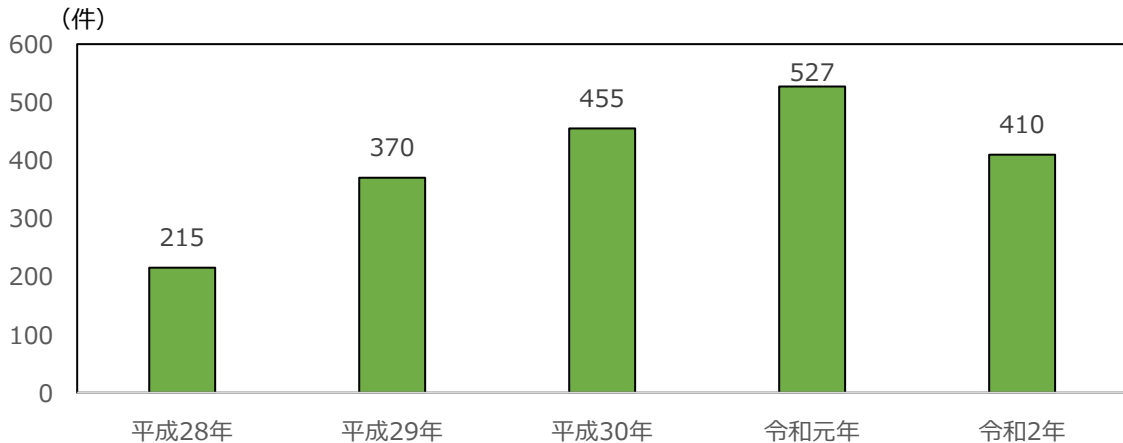
高齢者虐待の通報件数は、平成30年度から疑わしい案件を早期に相談するよう事業所等に周知したことにより増加しています。



資料：高齢福祉課（各年3月31日現在）

(5) 自動車運転免許返納件数の推移

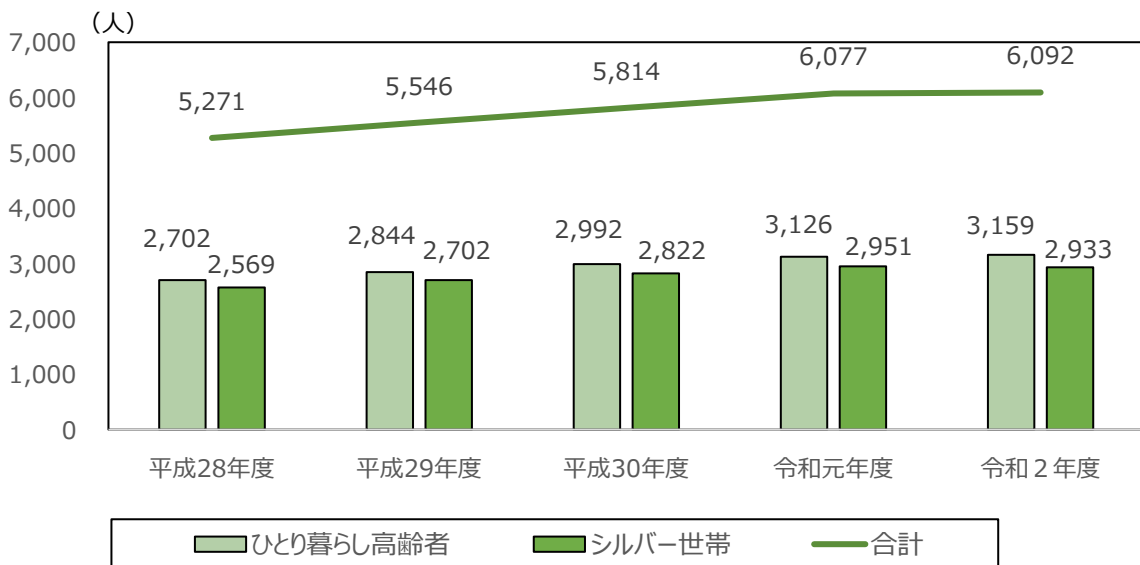
自動車運転免許の返納件数は、年々増加傾向にありましたが、令和2年は前年より117件返納件数が減少しました。



資料：栃木県警察本部発行「交通年間」

(6) ひとり暮らし高齢者世帯等の推移

令和2年9月1日現在のひとり暮らし高齢者数は3,159人、シルバー世帯[※]数2,933世帯となっています。[※]シルバー世帯……2人とも65歳以上の二人世帯



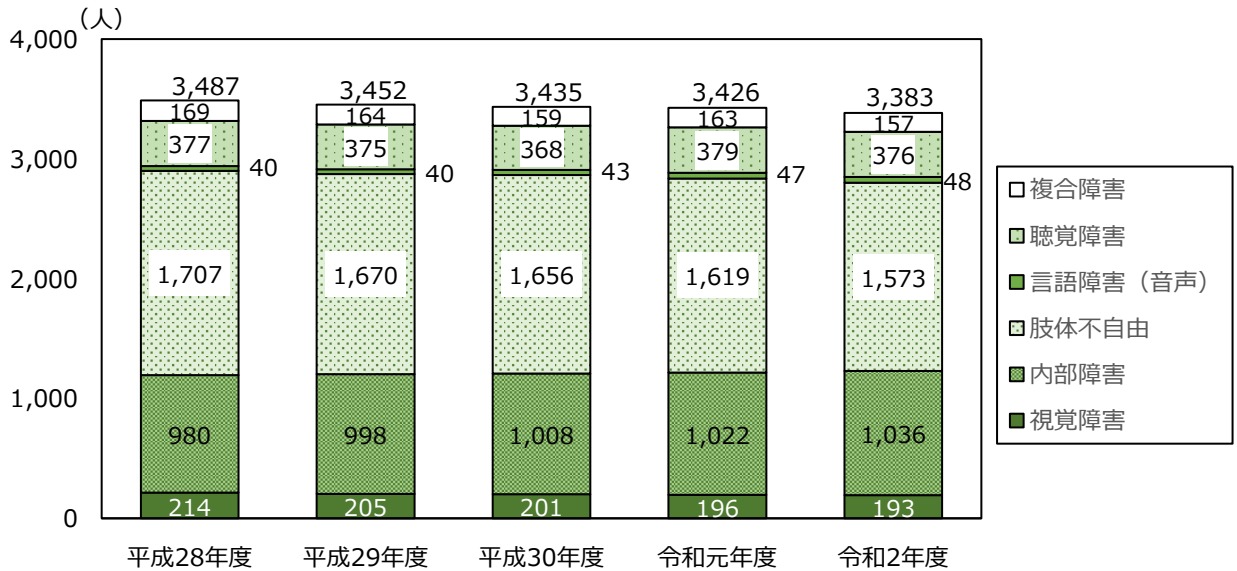
資料：高齢福祉課（各年9月1日現在）



5 障がい者を取り巻く状況

(1) 身体障がい者数の推移（身体障害者手帳交付者数の推移）

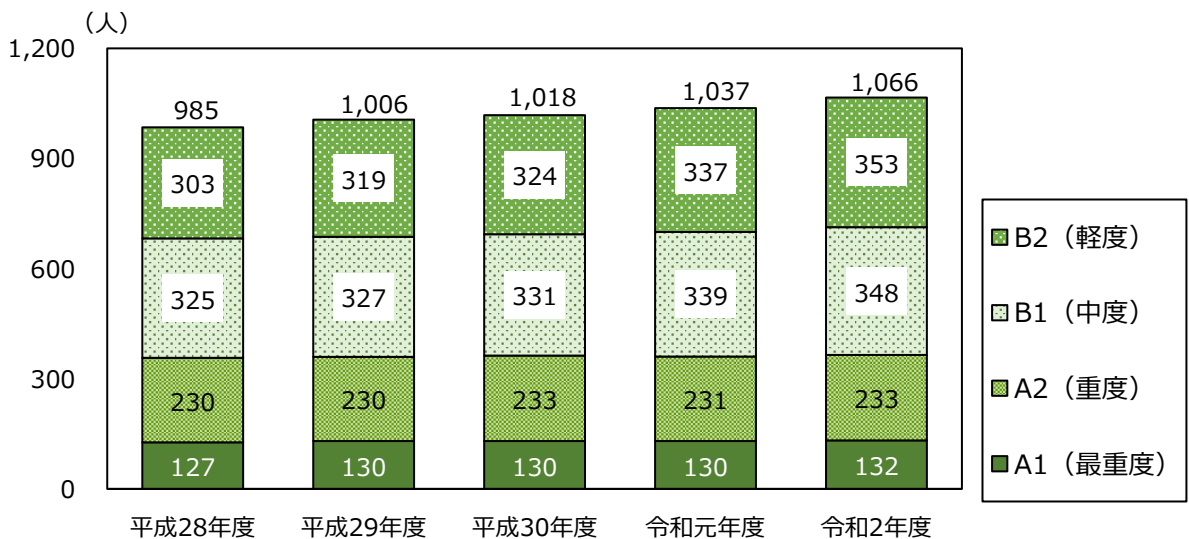
身体障害者手帳所持者は、平成28年度から令和2年度の5年間で104人減少しています。等級別にみると、令和3年3月31日現在では、1級が最も多く、障がい種別では肢体不自由障がいと内部障がいで約8割を占めています。



資料：障がい福祉課（各年3月31日現在）

(2) 知的障がい者（児）数の推移（療育手帳交付者数の推移）

療育手帳所持者数は年々増加しており、令和3年3月31日現在では1,066人となっており、平成28年度から令和2年度の5年間で81人増加しています。

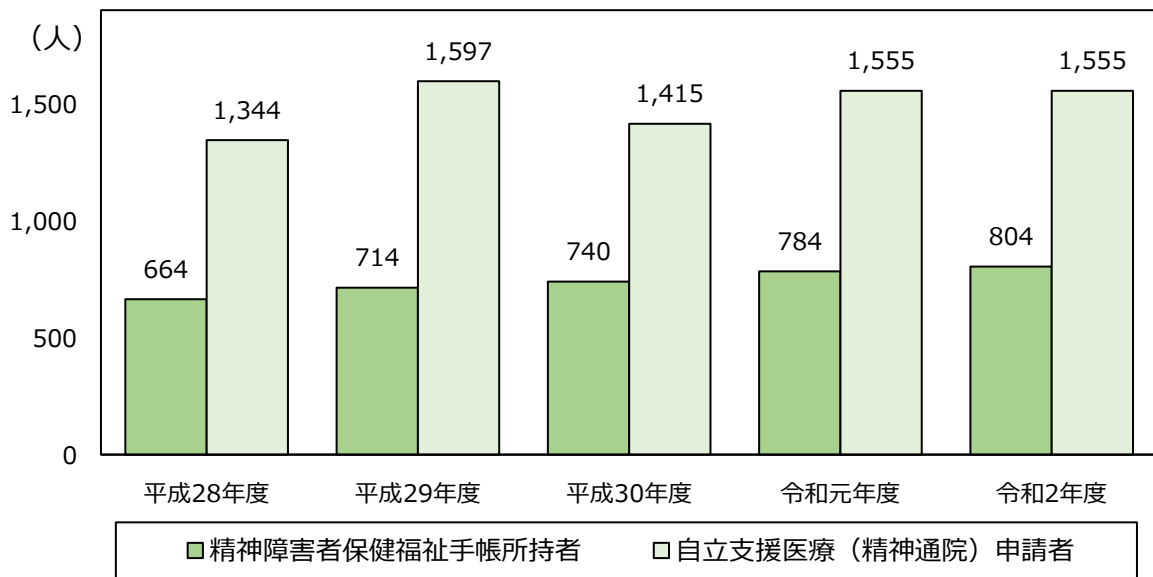


資料：障がい福祉課（各年3月31日現在）

(3) 精神障がい者数の推移（精神障害者保健福祉手帳交付、自立支援医療（精神通院）申請者数の推移）

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成28年度から令和2年度の5年間で140人増加しています。

精神障がいによる自立支援医療（精神通院）の申請等の取扱い件数は、令和3年3月31日現在1,555件です。平成29年3月31日時点では1,344件で211件増加しています。この制度は、手帳を所持していない人も含まれ、単純比較することはできませんが、令和3年3月31日現在の申請者数は手帳所持者数804人の約2倍となっています。



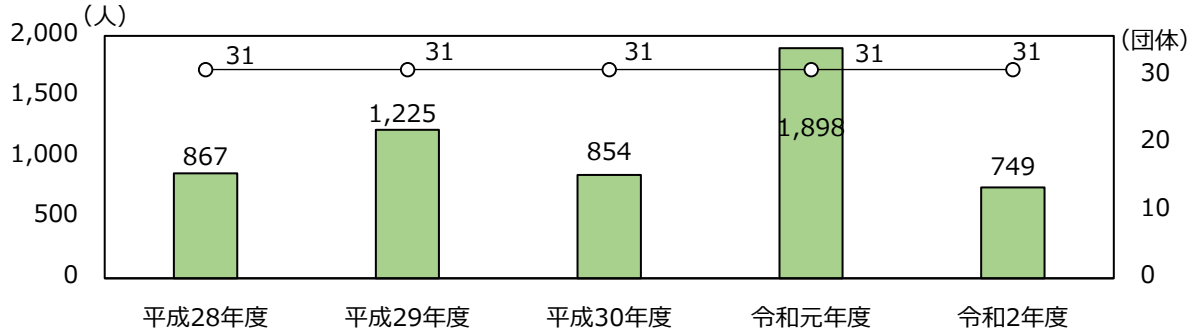
資料：障がい福祉課（各年3月31日現在）



6 地域の状況

(1) ボランティア登録数（ボランティア活動保険加入者数）の推移

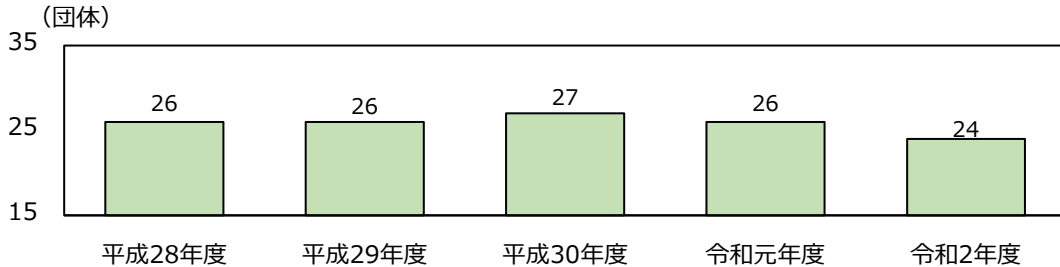
令和3年3月31日現在、団体数の増減はなく、登録者数は災害等の影響で増加する年もありますが減少傾向で推移しています。



資料：社会福祉協議会（各年3月31日現在）

(2) NPO団体数の推移

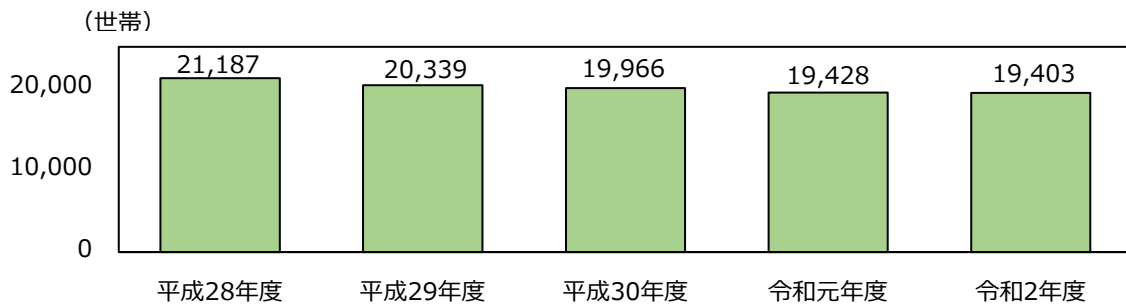
市内のNPO団体数は、令和3年3月31日現在で24団体となっています。



資料：地域活動支援課（各年3月31日現在）

(3) 社会福祉協議会の会員加入世帯数の推移

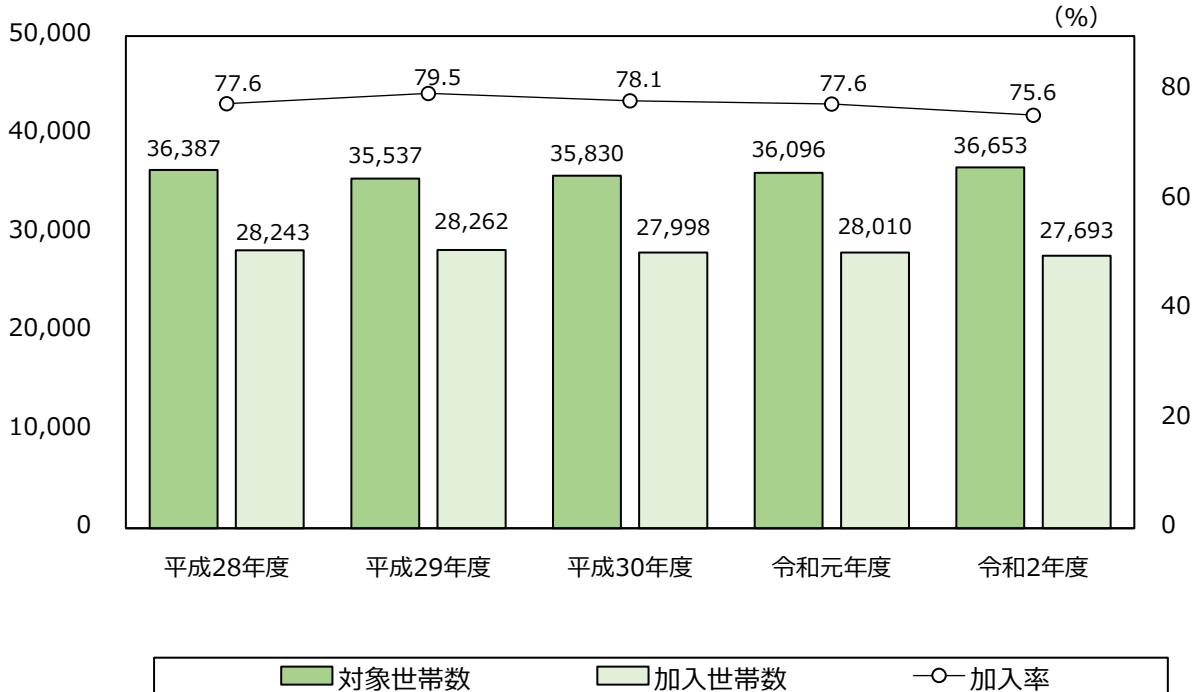
社会福祉協議会の会員加入世帯数は、令和3年3月31日現在で19,403世帯です。平成28年度から1,784世帯減少しています。



資料：社会福祉協議会（各年3月31日現在）

(4) 自治会加入世帯数（率）の推移

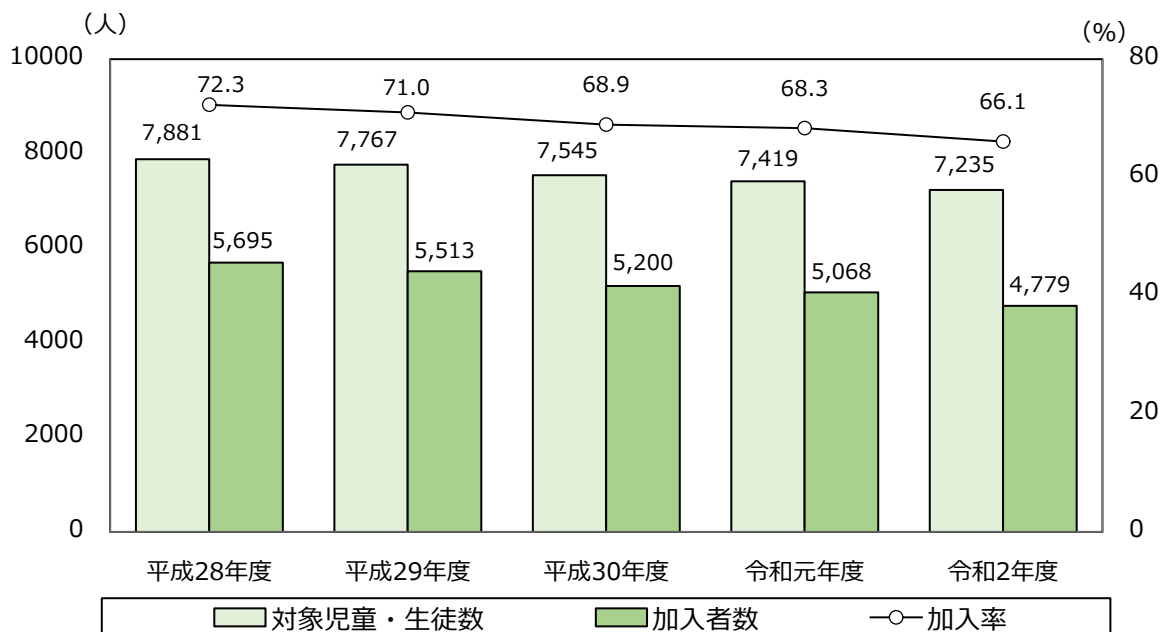
自治会加入世帯数は、令和3年3月31日現在で27,693世帯、加入率は75.6%です。加入率は年々減少しており、平成29年度に一旦増加しましたが、依然として減少傾向が続いています。



資料：地域活動支援課（各年3月31日現在）

(5) 子ども会育成会加入者数（率）の推移

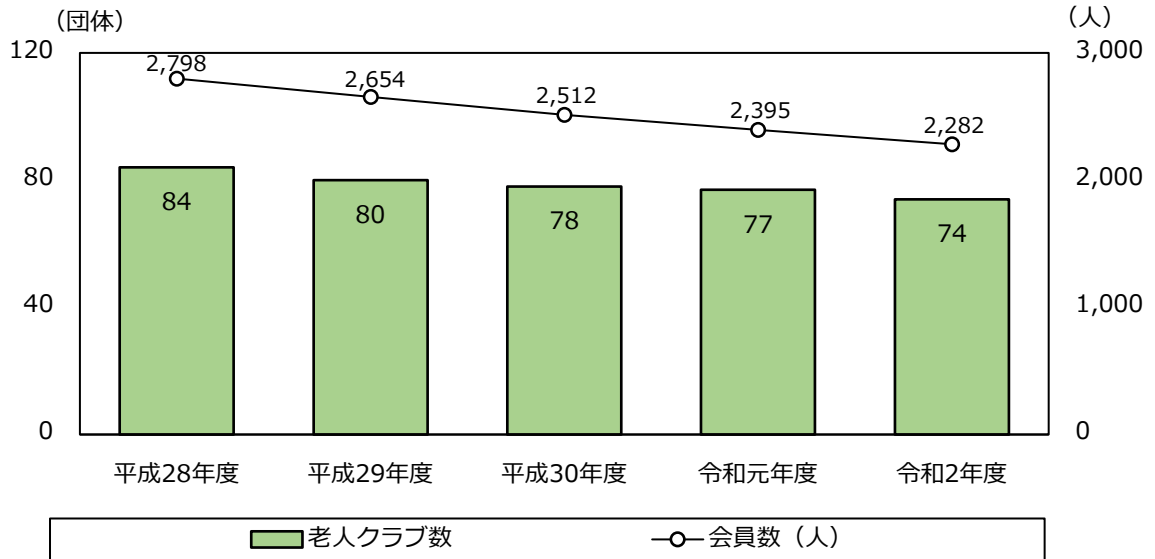
子ども会育成会加入率、対象児童生徒数がともに年々減少しています。



資料：生涯学習課（各年3月31日現在）

(6) 老人クラブ会員数の推移

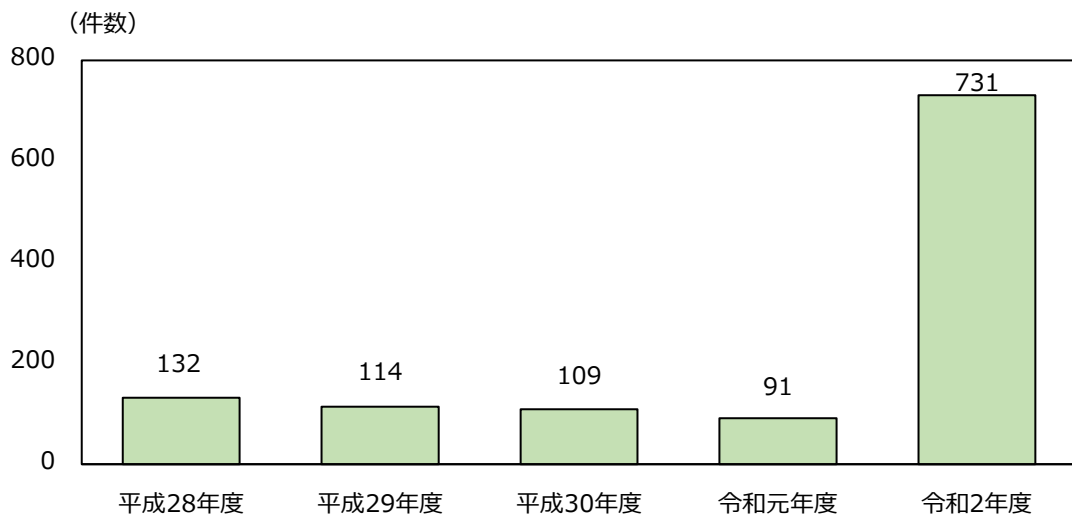
老人クラブの会員数は令和3年3月31日現在で2,282人となっており、平成28年度から516人減少しています。老人クラブ数は74団体で、平成28年度より10団体減少しています。



資料：高齢福祉課（各年3月31日現在）

(7) 貸付・心配ごと等相談件数の推移

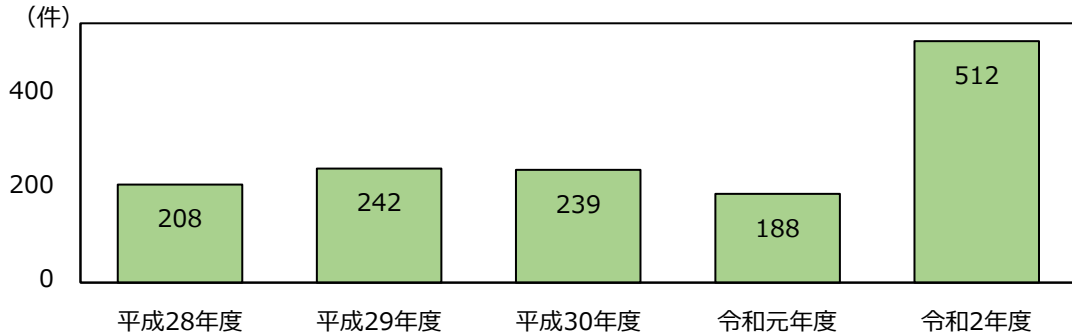
令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減った方や失業した方に対する「特例貸付」の実施により貸付件数が増えました。



資料：社会福祉協議会（各年3月31日現在）

(8) 生活相談・支援センターのぞみ新規相談件数の推移

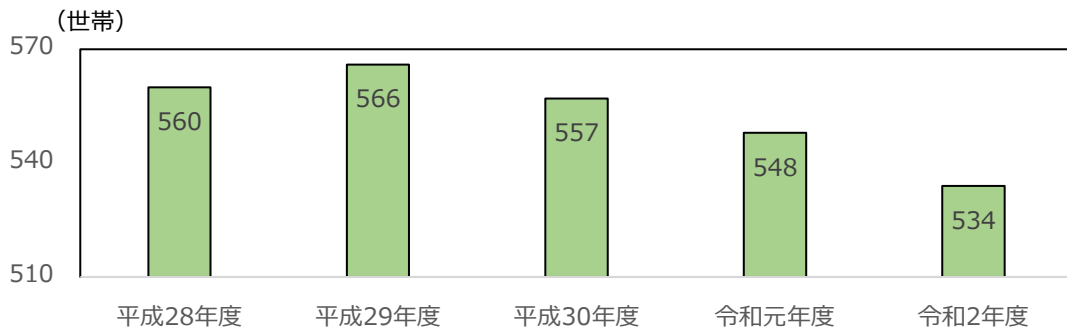
令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少で、「生活福祉資金特別貸付」「住居確保給付金」等の相談が増加しています。



資料：厚生課（各年3月31日現在）

(9) 生活保護世帯数の推移

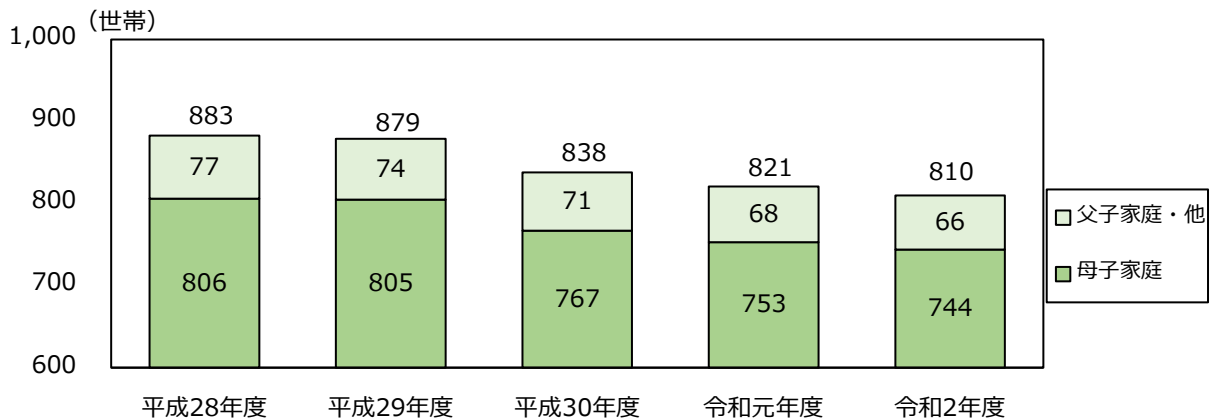
生活相談・支援センターとの切れ目ない相談支援体制により、近年は微減傾向となっています。



資料：厚生課（各年3月31日現在）

(10) ひとり親家庭数等の推移

ひとり親家庭数は令和3年3月31日現在で810世帯となっており、総じて減少しています。



資料：子育て支援課（児童扶養手当受給資格者 各年3月31日現在）

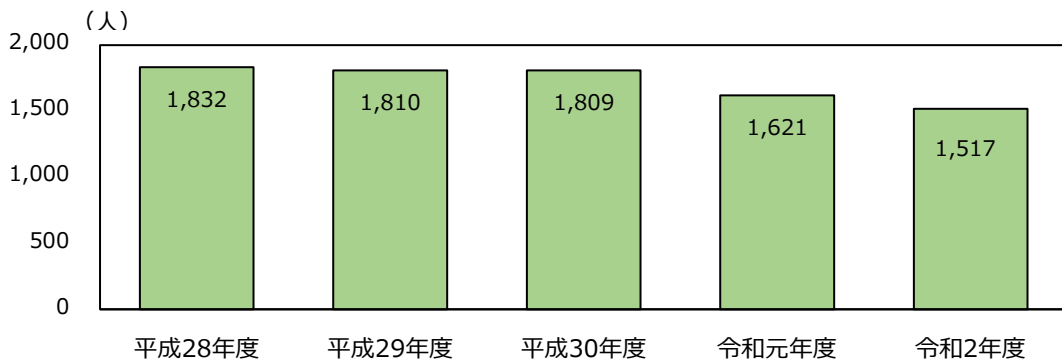
(1 1) 子ども食堂の状況

名 称	場 所
森のこびと	仁神堂町 344-1
より処たけのこ	上殿町 284
ようき	万町 912-7
晴れるや	緑町 2-2-28
東部台子ども食堂	緑町 1-3-36 (東部台コミュニティセンター内)
子ども食堂にじのわ	御成橋町 2-2197-1 (菊沢コミュニティセンター内)
ゆうゆう食堂 (子ども食堂)	楡木町 492-2 (友遊館)
一般社団法人 子ども食堂ノエル	縦山町 49-1

資料：鹿沼市厚生課調べ（令和3年11月現在）

(1 2) 災害時要支援者登録者数の推移

災害時要支援者登録者数は、令和2年度が1,517人であり、総じて減少しています。



資料：厚生課（各年3月31日現在）



7 アンケート調査からみえる課題

共に助け合い、誰もが心地よく暮らせるまちづくりを進めるため、「第4期鹿沼市地域福祉計画」を策定するにあたり、市民の福祉に対する考え方や地域での関わりなど実態を把握し、基礎資料とするため地域福祉に関する市民意識調査を実施しました。

◆実施期間

令和2年9月11日（金）～令和2年10月15日（木）

◆調査対象者

鹿沼市在住の20歳以上の方の中から、無作為に2,000名を抽出し、郵送にて配布・回収し調査を実施しました。

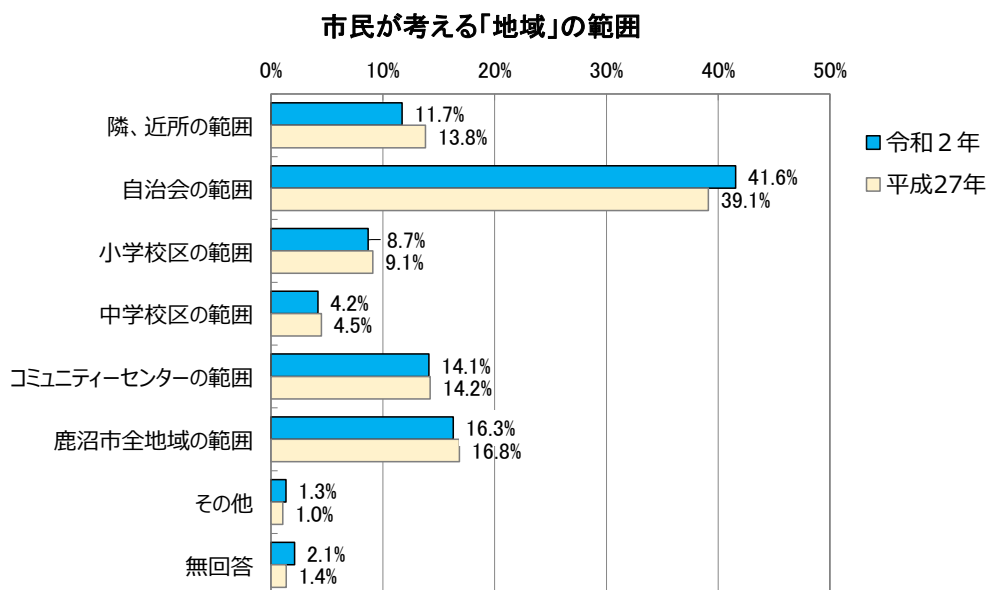
◆配布数及び回収数

配布数	2,000件	有効回収数	1,049件	有効回収率	52.5%
-----	--------	-------	--------	-------	-------

（1）「地域」について

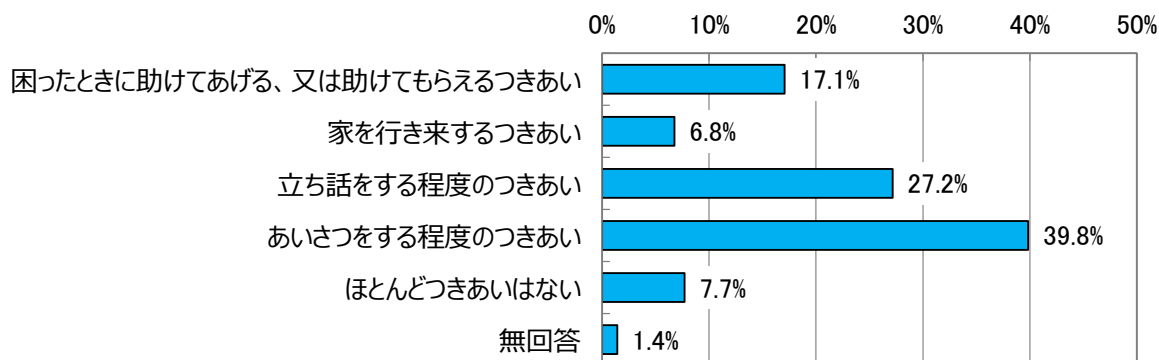
◆居住年数は8割の方が「20年以上」であり、若干の増加傾向が見られ、市民の定住指向の高さが伺えます。家族構成では「2世代（夫婦と子どものみ）」が最も多く見られ、「3世代同居」は減少傾向にあります。

◆市民が考える「地域の範囲」については、「自治会」が41.6%と最も多く、「隣、近所」も合わせ、半数以上の方が身の回りの生活圏で捉えていることが伺えます。一方、「鹿沼市全地域」と広い範囲で捉えている方も16.3%ほどいます。



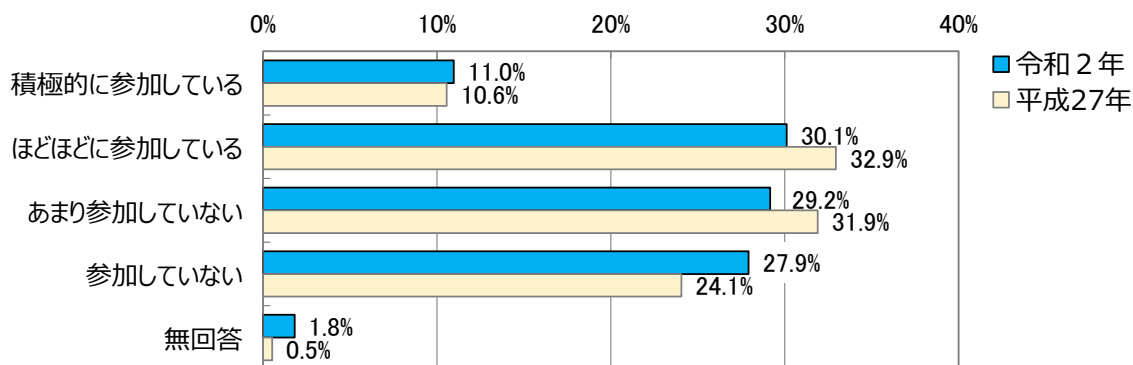
- ◆近所の方とのお付き合いの程度については「あいさつをする程度のつきあい」が39.8%と最も多いですが、「困ったときに助けてあげる、又は助けてもらえるつきあい」と「家を行き来するつきあい」を合わせて約24%の方が比較的深い付き合いをしていることが伺えます。

近所とのおつきあいの程度



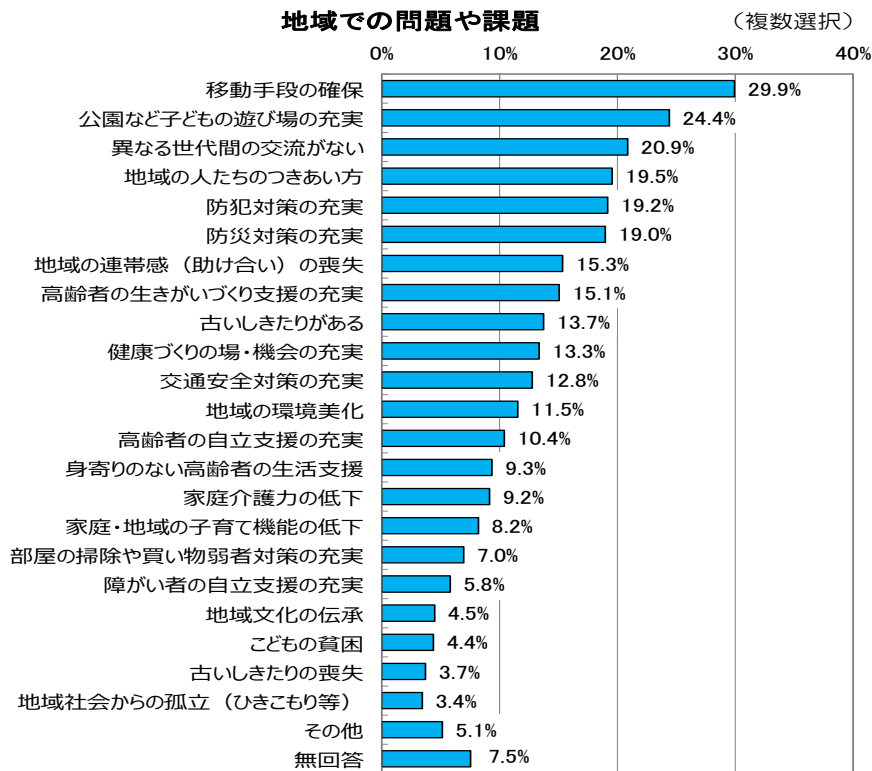
- ◆地域の活動や行事への参加の程度については「積極的に参加している」と「ほどほどに参加している」を合わせ、4割強の方に高い参加の程度が見える一方、「あまり参加していない」と「参加していない」を合わせ、6割近くの方は参加の程度が低い状況です。「参加していない」が前回調査時（平成27年）より3.8%の増加が見られますが、新型コロナウイルス感染症の影響があると考えられます。

地域の活動や行事への参加の程度

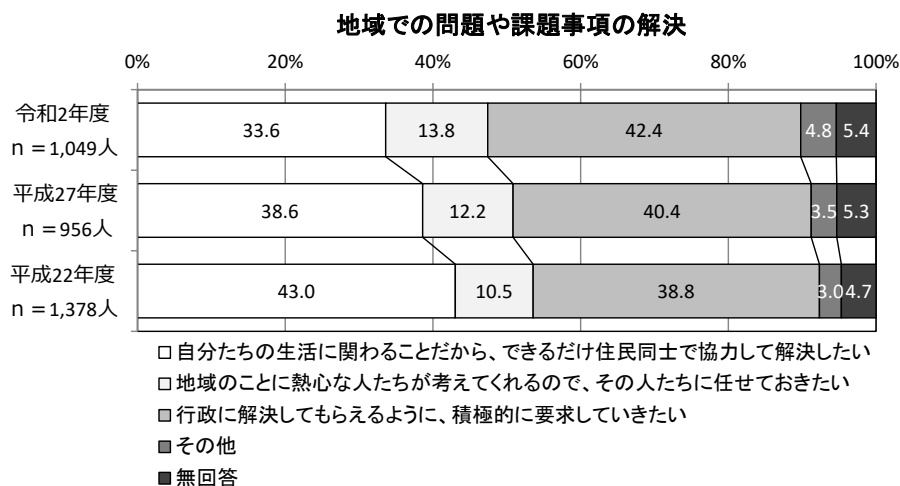


(2) 地域での問題点や課題事項

- ◆居住している地域での問題や課題については「移動手段の確保」が 29.9%と最も多く、次いで「公園など子どもの遊び場の充実」が 24.4%、「異なる世代間の交流がない」が 20.9%となっています。また、「こどもの貧困」が 4.4%、「地域社会からの孤立（ひきこもり等）」が 3.4%とあり、早急な対策と支援が求められています。

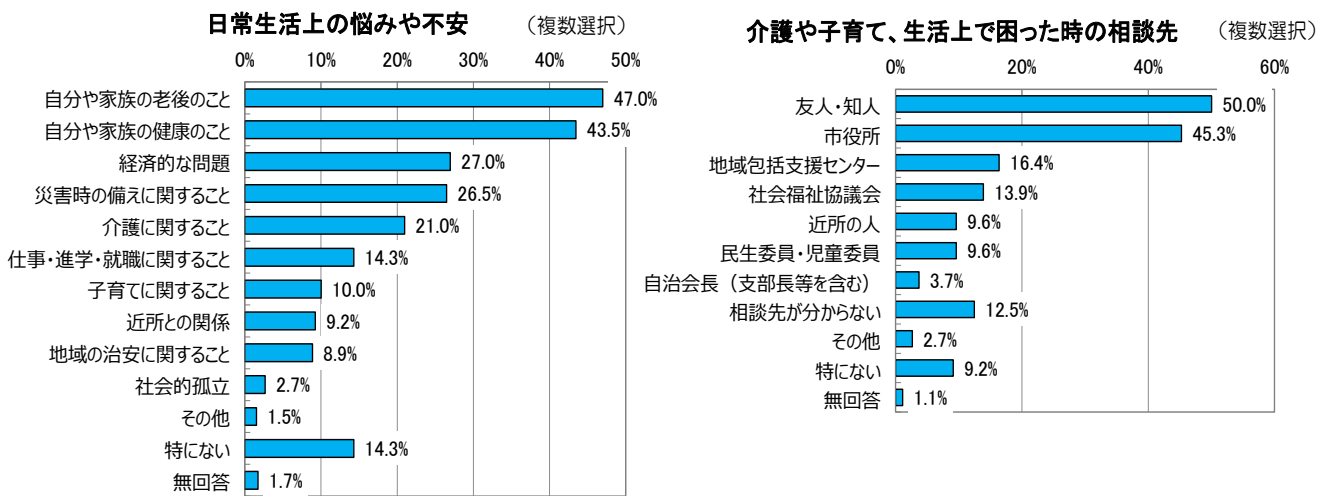


- ◆地域での問題や課題事項の解決については「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」が 42.4%と最も多く、次いで「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が 33.6%となっています。「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」は前回調査（平成 27 年）、前々回調査（平成 22 年）より減少しているのに対し、「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」は増加傾向にあります。

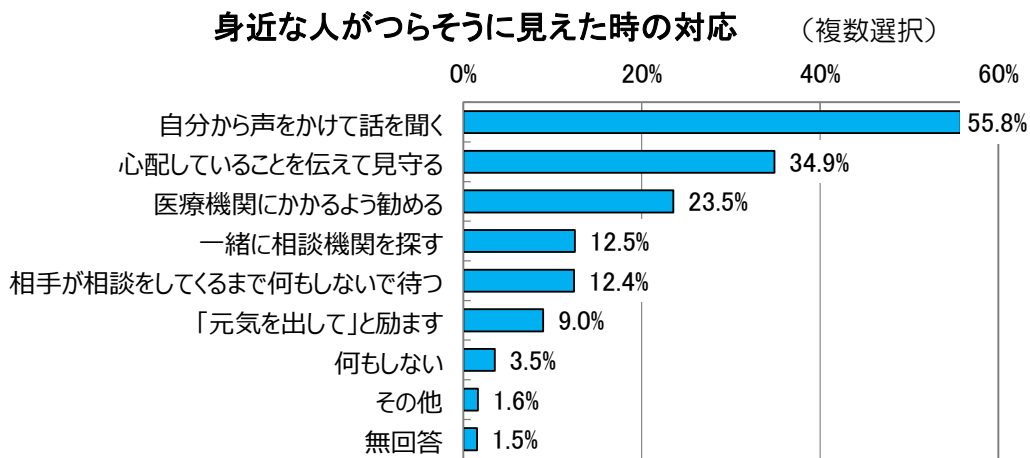


(3) 日常生活の悩みや不安、困った時の相談等

- ◆日常生活上の悩みや不安については「自分や家族の老後のこと」が47.0%と最も多く、次いで「自分や家族の健康のこと」が43.5%、「経済的な問題」が27.0%となっています。一方、「地域の治安に関すること」が8.9%、「社会的孤立」が2.7%とあり、見逃せない課題となっています。
- ◆介護や子育て、生活上で困った時の相談先については「友人・知人」が50.0%と最も多く、次いで「市役所」が45.3%、「地域包括支援センター」が16.4%となっています。一方、「相談先が分からない」が12.5%とあり、広報や周知の充実が求められています。

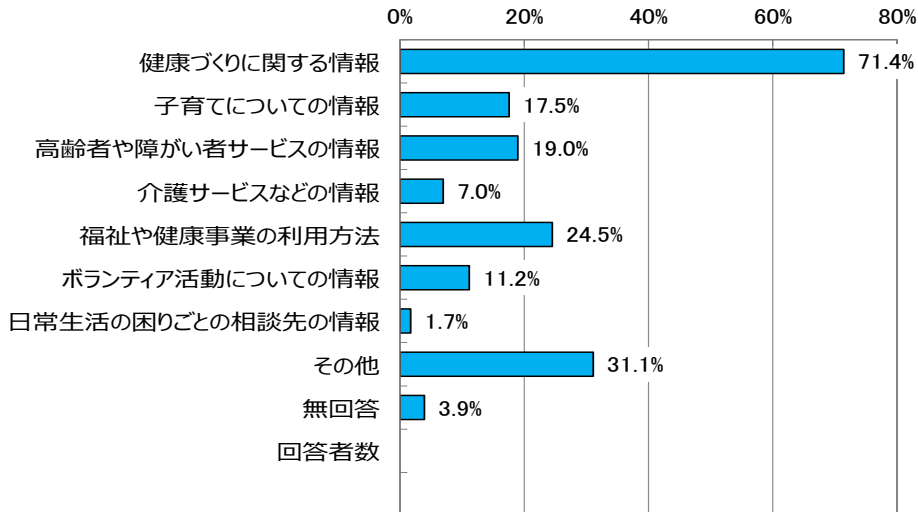


- ◆身近な人がつらそうに見えた時の対応については「自分から声をかけて話を聞く」が55.8%と最も多く、次いで「心配していることを伝えて見守る」が34.9%となっています。



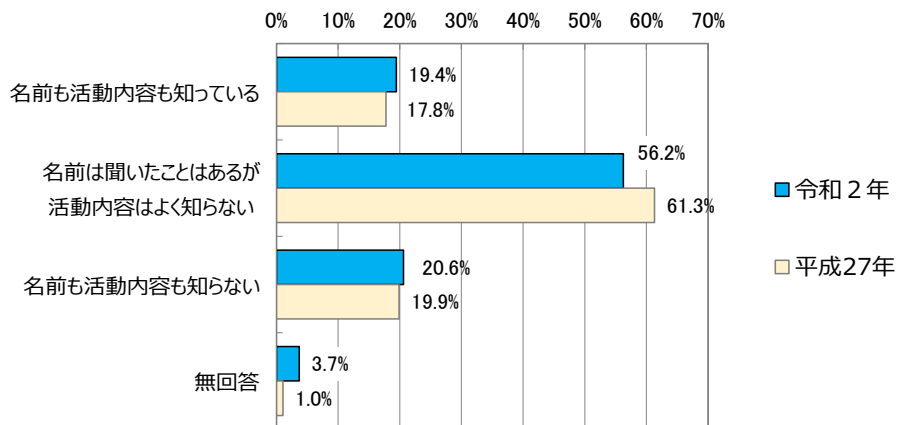
- ◆保健福祉についてどのような情報を充実してほしいかについては「健康づくりに関する情報」が71.4%と最も多く、健康づくりに関する意識の高さが伺えます。

保健福祉についてどのような情報を充実してほしいか（複数選択）



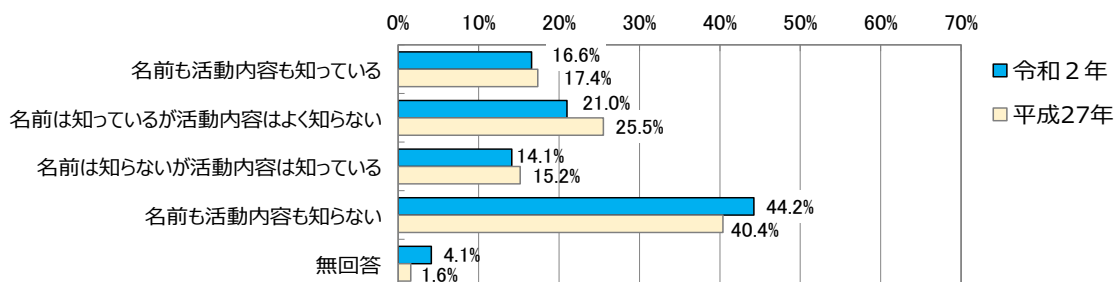
- ◆鹿沼市社会福祉協議会については「名前も活動内容も知っている」が19.4%となっており、平成27年度と比べると1.6ポイント高くなっています。しかしながら、「名前も活動内容も知らない」が20.6%と、2割以上の方が知らないと回答しており、更なる周知が必要です。

鹿沼市社会福祉協議会について

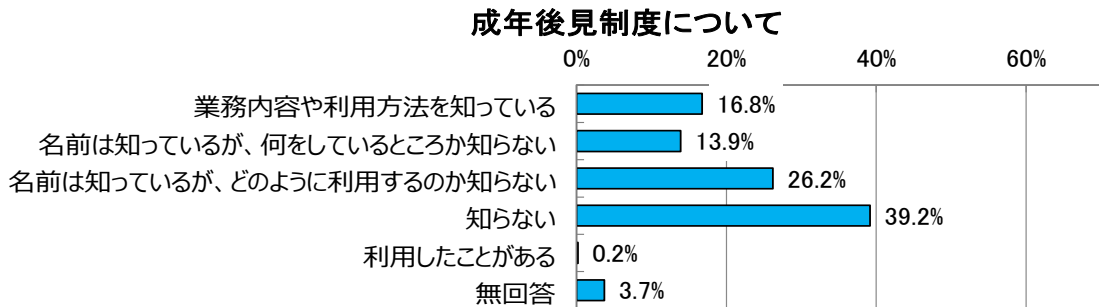


- ◆民生委員・児童委員については「名前も活動内容も知っている」が16.6%となっており、平成27年より0.8ポイント低くなっております。「名前も活動内容も知らない」と回答された方は、全体で44.2%と、半数近くの方が名前も活動内容も知らない状況です。

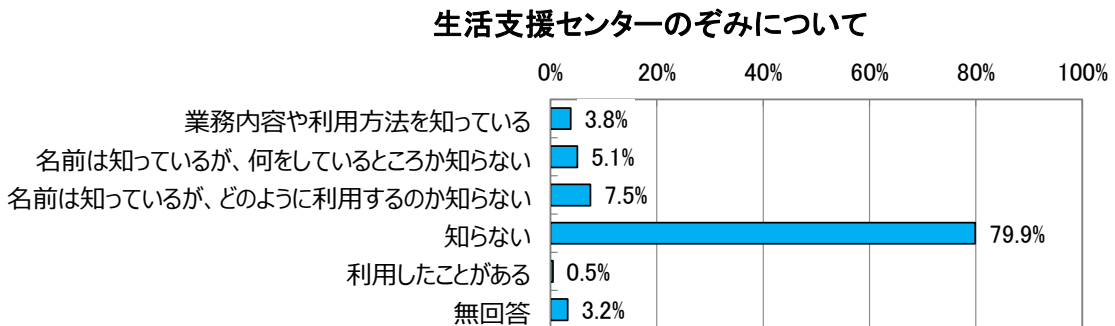
民生委員・児童委員について



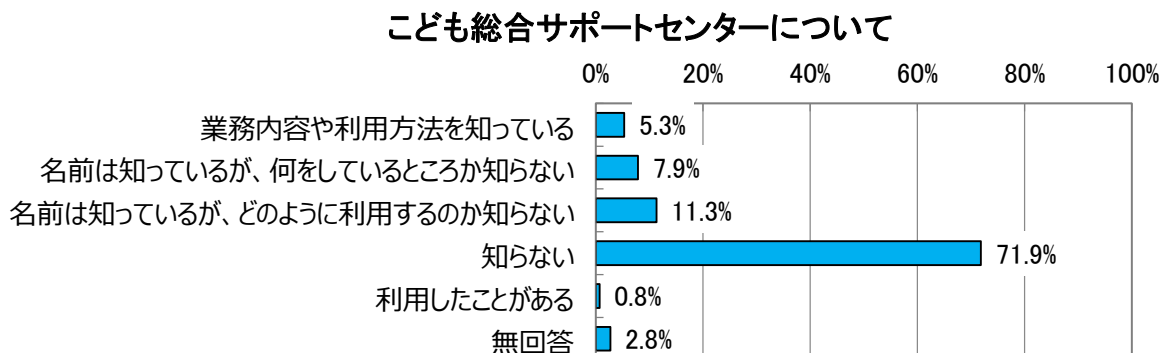
- ◆成年後見制度については「業務内容や利用方法を知っている」が16.8%であり、「知らない」が39.2%と4割近くの方が知らないと回答しており、普及啓発を進める必要があります。



- ◆生活相談支援センターのぞみについては「知らない」が79.9%となっており、年代別でも、全ての年代において7割以上の方が知らないと回答しています。

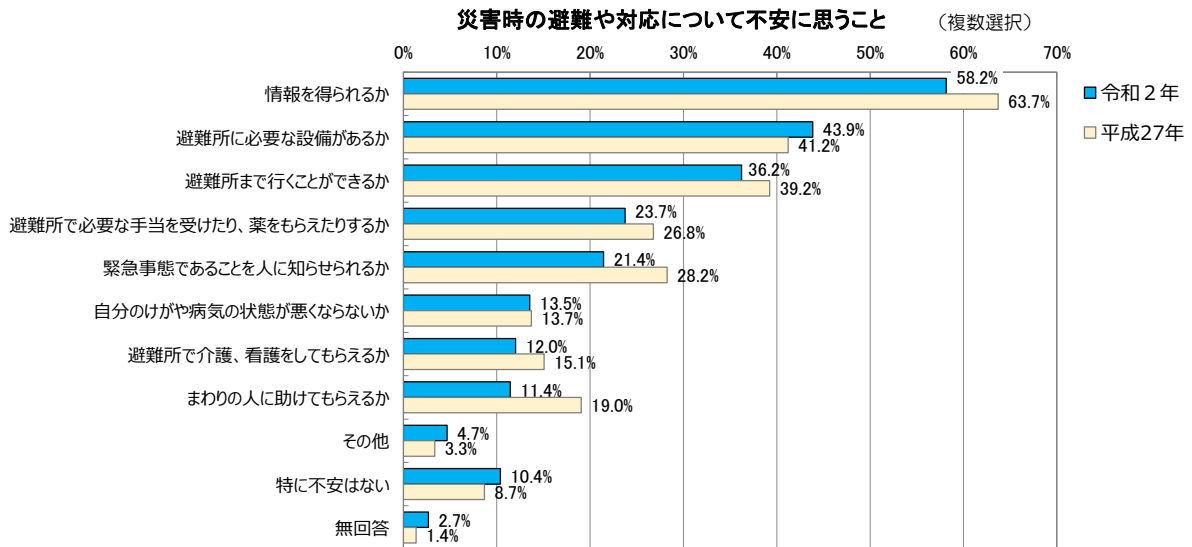


- ◆こども総合サポートセンターについては「知らない」が71.9%となっています。年代別でみると「知らない」が20歳代で76.1%、30歳代が69.3%となっており、子育て世代の認知率も低い状況です。

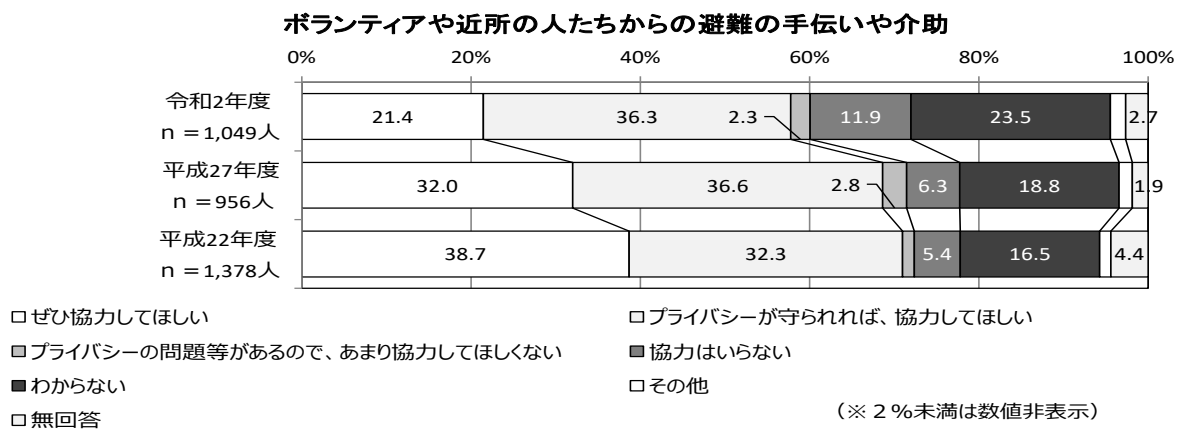


(4) 災害時について

- ◆災害時の避難や対応について不安に思うことについては「情報を得られるか」が58.2%と最も多く、次いで「避難所に必要な設備があるか」が43.9%、「避難所まで行くことができるか」が36.2%となっています。「情報を得られるか」については平成27年より5.5ポイント減少し、若干の改善が見てとれます。



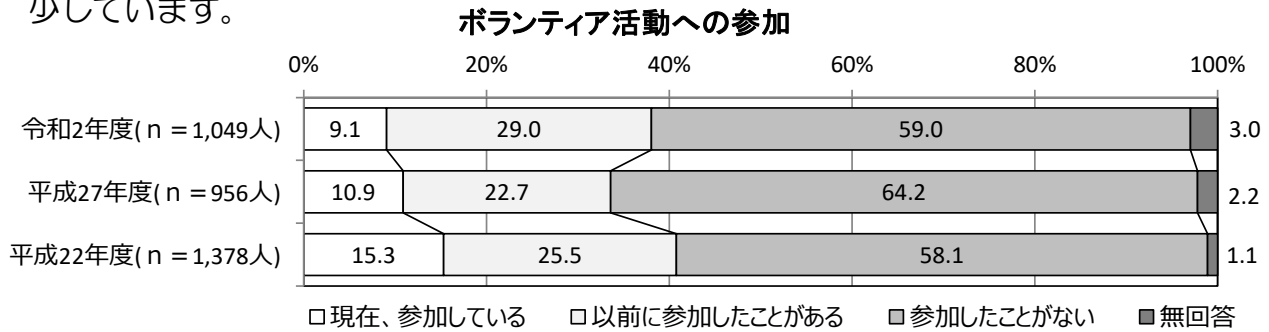
- ◆災害などのいざという時のために、あらかじめボランティアなど近所の人に避難の手伝いや介助をお願いしておくことについては「ぜひ協力してほしい」が調査を重ねるにつれ減少しています。避難行動要支援者名簿の登録についても十分な説明と個人情報保護の観点から慎重に進めていく必要があります。



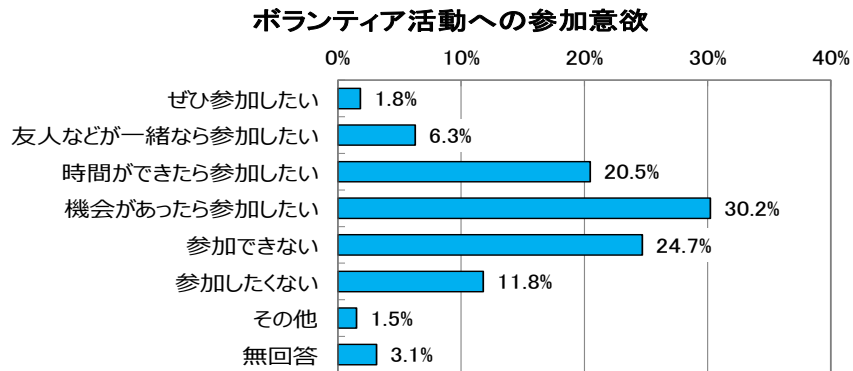
- ◆「その他」の意見として、新型コロナウイルス感染症対策についての不安が8件、ペット同伴での避難についてが6件、障がい者（児）の避難場所についての不安が4件ありました。

(5) 地域でのボランティア活動について

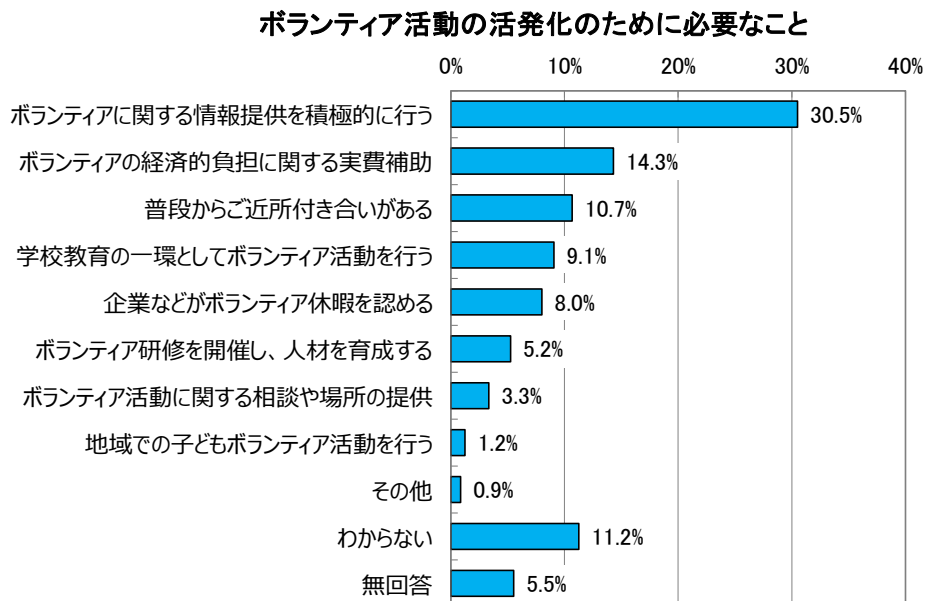
◆ボランティア活動への参加については「現在、参加している」が調査を重ねるにつれ減少しています。



◆ボランティア活動へ「以前に参加したことがある」又は「参加したことがない」と回答した方に、ボランティア活動への参加意欲を尋ねたところ、『参加したい』との回答が58.8%と6割近くの方がボランティア活動に前向きな意見を示しました。



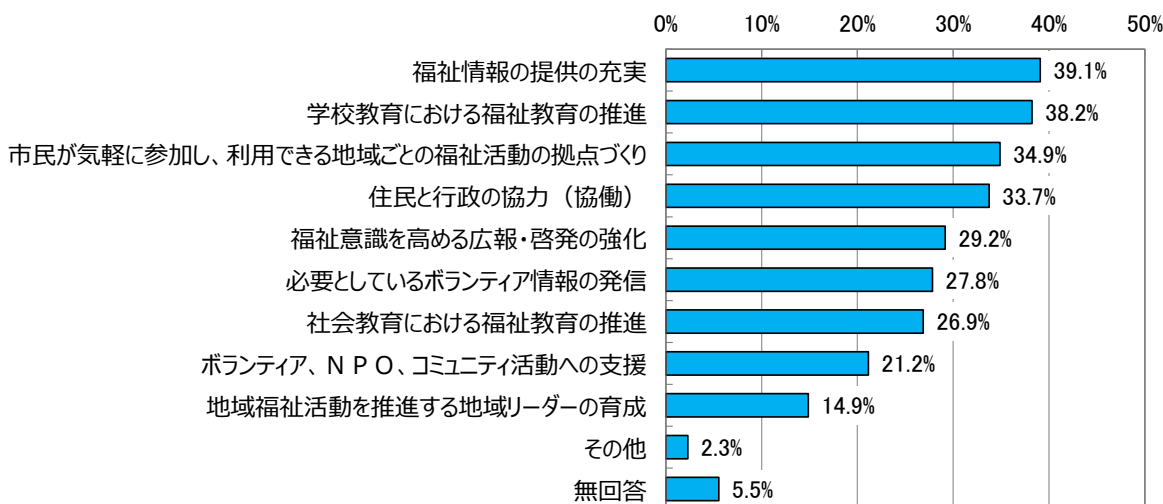
◆ボランティア活動の活発化のために必要なことについては「ボランティアに関する情報提供を積極的に行う」が30.5%と最も多く、次いで「ボランティアの経済的負担に関する実費補助」が14.3%となっています。



(6) 地域福祉の推進と施策について

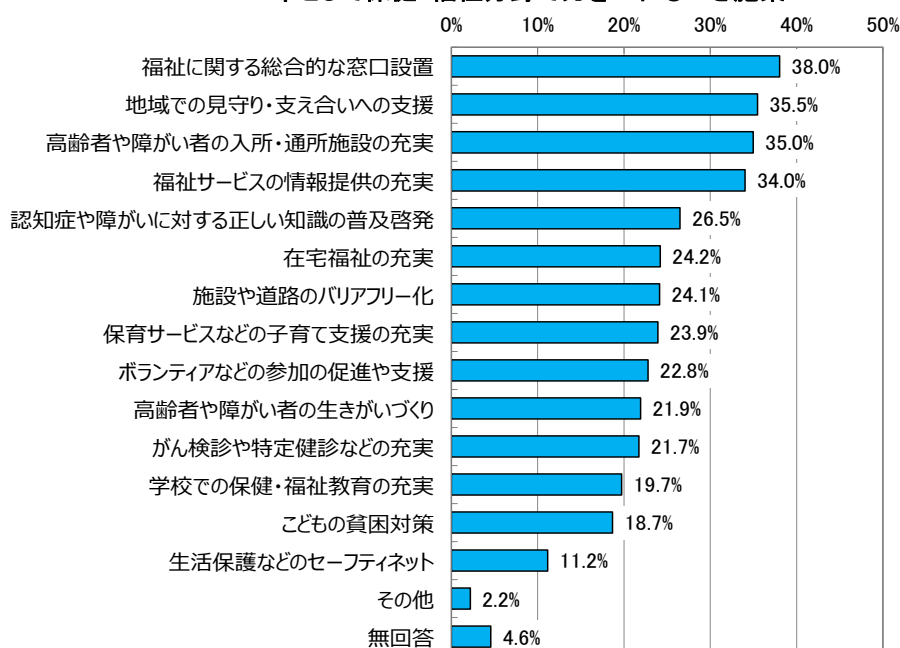
- ◆地域福祉を推進するために必要なことについては「福祉情報の提供の充実」が39.1%と最も多く、次いで「学校教育における福祉教育の推進」が38.2%、「市民が気軽に参加し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が34.9%となっています。

地域福祉を推進するために必要なこと



- ◆市として保健・福祉分野で力を入れるべき施策については「福祉に関する総合的な窓口設置」が38.0%と最も多く、次いで「地域での見守り・支え合いへの支援」が35.5%、「高齢者や障がい者の入所・通所施設の充実」が35.0%となっています。また、「福祉サービスの情報提供の充実」が34.0%と多数あり、上記の地域福祉の推進するために必要なことと併せ、情報の提供がいかに重要かが見てとれます。

市として保健・福祉分野で力を入れるべき施策



(7) 地域福祉の進め方や地域活動・組織のあり方などについて

【自由記述の主な意見】

■障がい者福祉

- 障がい者の入所施設を充実してほしい。障害年金等で入れる金額で。
- 不安に思っていること(障がいのある子どもがいること)はこうした子を持つ親御さん皆共通していると思います。ゆりかごから墓場までの福祉の充実には増税等厳しい政策の下でないと叶わないかもしれませんが、せめて鹿沼市が「福祉のまち」をうたえるような、親が安心して死ねるような町になってくれたらと切に願っています。
- 鹿沼市は、重度心身障がい者が市外の医療機関を受診した場合、医療費の現物給付を受けられません。近隣の宇都宮市、栃木市、日光市などは、県内の医療機関を受診した時に現物給付となり、「医療費助成申請書」を市の窓口に提出する必要がありません。

■交通・移動手段

- 交通機関（バス等）の充実。田舎のバスルートが少ない。本数が少ない。
- 《移動手段について》公共交通機関の不足が顕著と考えます。高齢者は運転免許証を返還してからの移動手段がなく、特に緊急時の手段が乏しい。タクシーの割引率も低く、国民年金のみ的高齢者は利用できないでしょう。

■福祉意識の啓発

- 学校(小、中、高)で子供に福祉のなんたるかを教えるのはとても良い事だと思います。
- 福祉や子育てについてより知ってもらえるように、学校の授業の中で少しずつ取り入れていくといいと思います。子供達を知ることで親や祖父母も知れるような内容だと、地域福祉の認知度が広がると思いました。
- 障がい者や認知症高齢者への知識を深め、偏見をなくすことから始める。こわいから排除しようとするのではなく、理解していこうとする姿勢でかかわっていくことによって、支援の方法が見つかるのではないのでしょうか。
- 要介護者、特に認知症の方々に対する正しい知識や思いやり、想像力があまりに欠落している人や組織が多く、今後希望や期待が持てない。

■子ども・子育て

- 子供に対する地域福祉で放課後デイサービス（日中一時、学童保育）を中心にやっているみたいですが広報誌やインターネット以外にも広く知っていただけるように工夫していただきたい。
- 子供達が安全に学校に行けるように道路をちゃんと見直してほしい。
- 子供に教育に力を注げば鹿沼市の未来を心配することはありません。
- 子育て世帯に対する保障や支援の充実を切に願います。また、市の活動や施策に対する周知が弱いと感じることがあるため積極的な広報活動を行ってほしいです。

■災害時避難

- 頻繁に発生する災害に私達障がい者を介護している者から言えば発生したとき、どう行動したらよいかとても不安です。老人2人暮らしの為。
- 避難所に行かないと支援物資がもらえないということで、避難しないという考えも選べません。体育館のような板の間にとていられない障がい児もいます。考えていただきたいのは、場所もそうですが、和室のあるような施設、個室のある施設もあるのではないのでしょうか。それぞれが通っている障がい者施設に家族で入れたら周りに気をつかうこともなく、小さな子などは特に親も安心だと思います。

■相談

- どちらに相談したら良いのか高齢者にもすぐにわかるような窓口がほしい。
- 介護を必要とする生活になってから、自分の無知を思い知る。情報提供のわかりやすさを考えて欲しい。

■情報発信

- 私は個人的に美容サロンも2店舗経営していますがその技術をボランティアに役立てたいと思っていますがすべが分かりません。具体的なボランティアの募集など市が主でやってくれたらいいと思います。
- ボランティア参加したら、ポイントを頂けて、自分や家族がボランティアを受けられる様なシステムが出来ると良いと思います。
- そもそもボランティアや見守り活動参加への促進をするための広報が不十分だと感じます。高校生、大学生、社会人どの立場であっても自ら調べない限り気が付きません。それによって興味を持つ人も結果として少なくなっているのではないかと思います。SNS等でのボランティア案内はもちろん、市内飲食店やコンビニでのポスターの掲示は最低でも必要だと思います。
- 私も鹿沼に移って25年になりました。何か市にお返しをしたいと思っていますのですが、何をしたら良いのかわかりません。私に何が出来るのかがわからないので、ボランティア等の広報誌があると助かります。
- ネット環境が様々な事情（費用で設備を準備できない、ネット環境に触れる機会が無く、そもそも使い方がわからない）で利用できない人々こそ、貧困と孤独に苦しむ人たちであり、そんな彼らのためにも紙媒体での広報や、ボランティアによる積極的な働きかけが必要だと思う。
- それぞれの団体、組織の具体的な活動状況が分かりにくいいため本当は利用したくてもできない場合もあるかもしれません。HP等でこの地区でこの様なボランティアが不足していると発信してもいいと思う。災害が最近多くなってきており地域のつながりの必要を感じる。

8 市民が抱える生活課題

<地域を取り巻く状況や意識調査の結果からみえる主な生活課題>

(1) 地域のつながりに関する課題

少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加などから、近所づきあいをはじめとした地域のつながりが弱くなっている状況です。地域福祉を進めるには、市民一人ひとりのつながりの重要性を改めて認識し、地域での連携を深めることが必要です。

地域の活動や行事への参加の程度に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、平成27年の調査と比べると減少傾向となりました。感染拡大防止策を行いながら、地域コミュニティの活性化を図り、お互いを支え合えるネットワークづくりを進めることが必要です。

(2) 高齢者・障がい者に関する課題

本市は高齢者の人口割合が令和2年10月現在29%となり、1世帯当たりの人員が減少傾向にあることから、今後ますます高齢者のひとり暮らし世帯や、シルバー世帯が増加することが予想されます。居住している地域の課題について、「移動手段の確保」を課題と考えている方が多く、高齢者の暮らしを地域全体で支える体制（地域包括ケアシステム）を地域の実情に応じて整備していくことが重要になります。また、成年後見制度の認知率、利用率共に低い状況にあり、更なる制度の周知が必要です。障がい者数も全体的に増加傾向にあることから、一層、地域での介護力や障がいの知識、障がいのある人への理解が必要となってきます。

また、災害時の避難や対応について不安に思うことで、「情報を得られるか」、「避難所に必要な設備があるか」の割合が依然として高いことから、高齢者や障がい者に配慮した災害情報の提供や避難所の整備が必要です。

なお、高齢者数が増加し続けているにもかかわらず、老人クラブの会員数は減少傾向にあることから、高齢者の孤立化の防止や、生きがいづくりのためにも活動の活性化が必要です。

(3) 子どもに関する課題

ひとり親世帯や核家族化などから、仕事と子育てを両立する上で、保育園や学童保育の充実が求められています。地域の生活課題としても、「子どもの遊び場の充実」が上位に挙げられており、地域での適切な保育施設や環境の提供が必要です。

また、子ども会育成会の加入者数は、減少傾向にあります。ひとり親家庭数は微減しているものの、子育て中の家庭が地域で孤立することを防ぐために、子ども会育成会への加入を促進することも必要です。

明日の日本を支えていくのは、今を生きる子どもたちです。その子どもたちが、自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにすることが必要です。しかしながら現実には、子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまうことが少なくありません。

子どもたちの生育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などと併せて、子どもの貧困対策を総合的に推進することが何よりも重要であり、いわゆる貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはなりません。

子どもの貧困対策として、周囲の理解や多方面からの援助・見守り等が必要となってきます。

(4) 地域福祉の推進に関する課題

市民意識調査の「地域福祉を推進するために必要なこと」では、「福祉情報の提供の充実」が最も多く、次いで「学校教育における福祉教育の推進」となっています。行政と社会福祉協議会や地域包括支援センターなどが連携して地域住民の活動を積極的に支援し、住民同士の助け合い・支え合いによる課題解決の体制を築くことや、子どもの頃から福祉教育を行うことが求められているといえます。

第3章 鹿沼市の目指す地域福祉

1 鹿沼市の目指す地域福祉

「すべての市民が地域づくりの主役」

地域福祉は「市民が主役であり、主役である市民がつくる福祉」と言われています。

地域住民が参画し、「支え手」「受け手」という関係を超えて「我が事」として、行政をはじめ様々な団体・組織・機関が「まるごと」つながり、地域課題の解決に取り組むことが必要です。

「まずは知り合うことから」

隣近所の間人間関係を重荷に感じる人や、地域における助け合いにあまり関心を持っていない人々の心をとらえ、地域活動への参加やNPO活動・ボランティア活動等に対する積極的な参加が進むように意識の啓発を図るとともに、地域の中で孤立している市民同士を「まずは知り合うことから」結びつけていくことが必要です。

「みんなにやさしく、お互いを気遣う」

地域福祉を推進していくには、市民相互の助け合いの気持ちが不可欠です。市民意識調査の「身近な人がいつもと違った様子で辛そうに見えたときに、あなたはどうしますか。」では、「自分から声をかけて話を聞く」が最も多く、55.8%と、半数以上の方が自ら声をかけると回答しています。「みんなにやさしく、お互いを気遣う」意識を引き続き育てていきます。

「共に助け合う」

様々な人が暮らす現代において、支援を必要とする地域住民が抱える課題は、多様で複合的になっています。地域住民と福祉を支える団体、組織、機関とが協働して地域の課題を発見・共有しながら、ともに解決策を検討し助け合う必要があります。

2 目指すまちの姿、基本理念及び基本目標

(1) 総合計画における「目指すまちの姿」

花と緑と清流のまち 笑顔あふれるやさしいまち

本市では、これまでも自然豊かでやさしいまちを目指しまちづくりを進めてきました。市民と行政の共創により、これまでの取組を更に前へと進めるため、第8次鹿沼市総合計画では、「花と緑と清流のまち 笑顔あふれるやさしいまち」を「目指すまちの姿」に掲げています。

(2) 総合計画における位置付け

第8次鹿沼市総合計画の「政策2 にこやか」において、「いつも、だれもがいきいきと暮らせるまちづくり」を進めるため、施策8から12の中において、地域づくりの推進などをめざすこととしており、第4期地域福祉計画はそれらを実現するための福祉分野の計画や地域福祉の理念を共有する総合的な基本計画として位置付けられています。

(3) 地域福祉計画における基本理念

向こう三軒両隣 笑顔あふれるやさしいまち かぬま

～地域が「まるごとつながり」一人ひとりが「考え」
互いに「支え合う」まちづくり～

地域には、何らかの支えを必要としている人がいます。今、支えなしに暮らしている人も、いつか人の支えが必要となるようになるかもしれません。

また、支えを必要としている人に対して、可能な範囲で助け合うことは、心の豊かな市民としての大切な役割です。東日本大震災や令和元年東日本台風などの災害、また子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪や事故が多発する中、助け合いやつながりの意識は市民の中で非常に高くなっています。安心して暮らすことのできる「まち」とは、まずお互いの「心のふれ合い」から始まり、「かよい合う」ことで、支え合ったり助け合ったりすることができます。

それが福祉力となり、地域力となっていきます。このような願いをこめて基本理念を「向こう三軒両隣 笑顔あふれるやさしいまち」と決めました。

(4) 基本目標

鹿沼市の福祉のあるべき姿、基本理念、福祉を取り巻く現状等を踏まえ、本計画策定にあたり実施した市民意識調査等で得られた市民の思い、考え方を尊重し、下記の3つの基本目標を定めました。

1 安心して笑顔で暮らせる地域づくり

2 一人ぼっちにしない・させない体制づくり

3 困ったときはお互い様 共に助け合う人づくり

1 安心して笑顔で暮らせる地域づくり

日常生活において、乳幼児から高齢者までの全ての世代が健やかに笑顔で暮らすことのできるまちづくりを進めていくためには、多くの市民の参加と協力を得ながら、保健・医療・福祉という限定された範囲にとどまらない地域としての環境づくりが必要です。

地域福祉の基本目標の1つ目として、このような地域福祉の幅広い考え方をもとに、災害、犯罪、事故等の緊急事態や、まち全体の環境に焦点をあて、安全・安心で誰もが笑顔で暮らせるまちづくりに、地域ぐるみで取り組んでいきます。

2 一人ぼっちにしない・させない体制づくり

核家族化や一人暮らし高齢者世帯の増加、更には新型コロナウイルス感染症の影響により人と人のふれ合いが減少しています。地域福祉の基本目標の2つ目として様々な悩みや課題を抱える人を一人ぼっちにすることなく、誰一人取り残さない地域づくりに取り組んでいきます。

3 困ったときはお互い様 共に助け合う人づくり

健康で何不自由のない暮らしをしていても、いつ支援が必要になるかわかりません。安全で快適な暮らしを送るためには、地域の一員としての生活を送り、住みやすい地域にしていく取組みが求められます。

地域福祉の基本目標の3つ目として、地域社会の中でつながりを保ちながら暮らしていくための「支え合い」、「助け合い」の気持ちを常に持ち、困ったときはお互い様の精神で、互いを理解し共に助け合う人づくりを、地域ぐるみで進めていきます。

3 施策の体系

基本理念

向こう三軒両隣 笑顔あふれるやさしいまち かぬま

～地域が「まるごとつながり」一人ひとりが「考え」互いに「支え合う」まちづくり～

基本目標

安心して
笑顔で暮らせる
地域づくり

子どもから高齢者まですべての世代と交流を深めよう

自治会等に積極的に加入し、地域活動に参加しよう

ちょっとしたコミュニケーションで地域安全活動に取り組もう

自ら進んで健康づくりに取り組もう

ルール・マナーを守り、安心して暮らせる環境をつくろう

一人ぼっちに
しない・させない
体制づくり

地域の人のお互いの立場を認め合おう

一人で悩まず相談しよう

地域で仲間づくりと生きがいづくりをしよう

気軽に集まれる居場所をつくろう

地域で子どもを見守ろう

制度の狭間で課題を抱えている人を支えよう

困ったときはお互い様
共に助け合う
人づくり

緊急時・災害時に備えた取り組みを促進しよう

みんなで情報を交換し共有しよう





ちょっとした困りごとは、支え合い・助け合いで解決しよう

ボランティア活動に参加して支え合い・助け合いの輪を広げよう

高齢者や障がい者の生きがいづくり・社会参加を支援しよう

第4章 施策の展開

前章で設定した3つの基本目標を実現するために、様々な地域福祉の課題に対する取組みを展開していきます。これらの取組みには、自助、互助(近助)、共助、公助が協働・連携していくことが大切です。次のようにそれぞれの役割を担い、協働して進めます。





区 分	役 割
 自助	<p>地域福祉推進の主役である市民は、自らが福祉サービスの受け手としてだけでなく、担い手でもあるという認識を持ち、地域社会を構成する一員として積極的に地域活動に参加し、支えあう地域社会づくりを推進する役割が期待されています。また、自分のことはまず自分でできるよう努力することも重要です。</p>
 互助 = 近助 (隣近所)	<p>家族・親族、隣近所の人々等との間のインフォーマルな助け合いを「近助」と位置づけ、隣近所、自治会、ボランティアなどが協力しながらお互いを助け合う役割が期待されています。</p>
 共助 (地域組織)	<p>ア. 各種団体、地域コミュニティ組織の役割</p> <p>社会福祉協議会等をはじめとする地域の各種団体には、団体固有の活動を一層発展させるとともに、地域コミュニティ組織を中心に、他の団体と協力しながら地域を基盤とした活動を行い、安心して暮らせる地域づくりを進める役割が期待されています。</p> <p>イ. 社会福祉法人 鹿沼市社会福祉協議会の役割</p> <p>地域における住民組織と社会福祉事業関係者などで構成される社会福祉協議会には、「地域福祉活動計画」の策定に取り組み、市民の地域福祉活動への参加促進を図るなど、地域福祉活動の推進役として期待されています。</p> <p>ウ. サービス事業者の役割</p> <p>福祉サービスの専門家として、さらなるサービスの質的向上をめざすとともに、苦情解決制度の整備、利用者の権利擁護など福祉サービスが利用しやすい環境の整備にも取り組む必要があります。また、専門的な知識を持つ職員や施設等を活かし、市民や行政と協働しながら、地域活動の活性化に取り組んでいくことが求められています。</p>
 市役所 公助	<p>本計画の推進には、福祉分野のみならず、保健・医療・環境・教育など他の生活関連分野との連携が重要であることから、関係部局との緊密な連携のもと、各事業に取り組んでいきます。</p>

基本目標 1 安心して笑顔で暮らせる地域づくり

取組 1 子どもから高齢者まですべての世代と交流を深めよう

現状と課題





少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、更に新型コロナウイルス感染症の影響もあり、市民意識調査の「近所とのつきあいの程度」では、「家を行き来するつきあい」は6.8%と、平成27年度調査より、10.5ポイント減少しています。「あいさつをする程度のつきあい」は39.8%で、平成27年度調査より0.6ポイント高くなっており、引き続き感染症対策をしながら、一人ひとりができることから地域の人たちと交流を深めていくことが大切です。

区分	取り組み内容
 自助	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつをするなど、世代の違う人たちとも交流します。 ○地域の人たちとふれ合えるボランティア活動等に参加します。 ○地域住民とのふれ合いを大切にします。
 互助 = 近助 (隣近所)	<ul style="list-style-type: none"> ○積極的に地域の活動に参加します。 ○地域のふれ合いを大切にします。
 共助 (地域組織)	<ul style="list-style-type: none"> ○世代間交流事業を充実させ、高齢者等の社会参加の促進を図ります。 ○福祉活動推進協議会・コミュニティ推進協議会の活動に協力します。 ○中・高校生のボランティアによる世代間交流を図ります。 ○ボランティアの情報発信を強化します。
 市役所 公助	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の団体と連携を図り、活動に協力します。 ○児童と高齢者等との地域における世代間交流事業の充実を図るとともに、高齢者等の社会参加を促進します。 ○地域の親子のふれ合い、また高齢者との交流など地域と連携する子育て活動を推進します。

取組2 自治会等に積極的に加入し、地域活動に参加しよう

現状と課題





地域に存在する、様々な組織・団体は、それぞれが地域に根付いた活動を展開しながら、地域福祉を推進していくための原動力となっています。しかし、地域での現状は、自治会加入世帯数・子ども会育成会加入者数・老人クラブ加入者数の減少や、担い手の固定化、若い世代への活動の広がりが不足しているなどの課題もあり、地域の活動や福祉活動を担う人材の発掘・育成の取り組みも必要となっています。自分の暮らす地域の身近な自主組織が自治会です。地域住民のつながりをつくり出すためにも、自治会等に加入し、地域の活動に積極的に参加することが求められています。

区 分	取り組み内容
 自助	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会や老人クラブ、子ども会育成会等の団体に進んで加入し、積極的に活動します。 ○積極的に地域の活動に参加し、地域行事の発展に努力します。 ○環境美化の日一斉清掃など地域活動に積極的に参加します。
 互助 = 近助 (隣近所)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の行事には進んで参加し、交流を深めます。 ○家族で参加できる行事等を積極的に地域内で行います。 ○地域の行事では、人と人とのふれ合いを大切にしよう心掛けます。
 共助 (地域組織)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域行事の企画運営に参画し、情報提供を行います。 ○自治会や老人クラブ、子ども会育成会等の団体で様々な社会貢献を行い、若い世代の手本となります。 ○地域の行事に若年層が参加できるものを考えます。
 市役所 公助	<ul style="list-style-type: none"> ○地域やコミュニティ、福祉に関心を持ってもらうための行事を支援します。 ○地域の組織を強化するために支援します。 ○地域の行事を大切にして広報に努めます。

取組3 ちょっとしたコミュニケーションで地域安全活動に取り組もう

現状と課題





地域社会の絆が希薄になるにつれ、隣近所に関心を持たない人たちが多くなっています。犯罪防止には、地域の見守りや声掛けが大きな役割を果たすことから、日頃からのつきあいをおして、地域の連携に基づく防犯力を高めておくことが大切です。また、犯罪情報の発信を強化し、犯罪予防に努めます。

区分	取り組み内容
 自助	<ul style="list-style-type: none"> ○不審者に対しては、常に注意します。 ○地域における防犯・交通事故防止のための情報共有に努めます。 ○家庭内で安全対策について話し合い、実行します。
 互助 = 近助 (隣近所)	<ul style="list-style-type: none"> ○隣近所で困っている人がいれば、積極的に相談に乗ります。 ○出かけるときは、互いに声を掛け合います。 ○高齢者や子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、地域で見守る意識を高めます。
 共助 (地域組織)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校と地域の連携を密にして犯罪等を防止します。 ○広報紙(誌)等で防犯情報を知らせます。 ○地域の情報を共有し合い、組織的に動きます。
 市役所 公助	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪・非行予防のための活動を支援します。 ○空き家や雑草地等の犯罪につながりやすい場所には気を配り、必要な対応をします。 ○不審者情報を積極的に発信し、情報を地域と共有します。

取組4 自ら進んで健康づくりに取り組もう

現状と課題

感染症予防に努めながら、市民一人ひとりが、日頃から健康への関心を持ち、継続的に健康づくりに取り組んでいくことが重要です。市民意識調査では、「保健福祉について、どのような情報を充実してほしいと思いますか」では「健康づくりに関する情報」が71.4%と最も高く、平成27年度調査と比べると、24.9ポイント高くなっています。健康づくりに関する情報の発信を強化し、取り組みを充実させていきます。





区分	取り組み内容
 自助	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙（誌）等に目を通し、健康づくりや介護予防の教室などに参加し、心と体の健康に留意します。 ○健康診断や検診を定期的に受け、自分の健康状態を確認します。 ○規則正しい食生活や運動を心掛けて、生活習慣病の予防に努めます。
 互助 = 近助 （隣近所）	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における保健・福祉関係者との連携に努めます。 ○地域の社会資源を活用し、健康づくり、介護予防につながる企画を検討します。 ○親子で参加できる地域のスポーツ大会などへ積極的に挑戦します。
 共助 （地域組織）	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員等が、援助の必要な人を日常的に支えることができるよう支援します。 ○食生活改善推進員が、食生活や生活習慣病予防に関する情報を発信します。 ○地域の中で生活習慣病予防、介護予防等についての普及、啓発に努めます。
 市役所 公助	<ul style="list-style-type: none"> ○魅力ある健康づくりに関する教室やプログラムの開発に努め、あらゆる媒体で情報を提供します。 ○保健・医療・福祉についての情報提供を強化します。 ○市民一人ひとりが健康づくりを意識するだけでなく、家族や地域と連携し、市全体で健康づくりを行う意識の醸成を図ります。

取組5 ルール・マナーを守り、安心して暮らせる環境をつくろう

現状と課題

豊かな自然と市街地が共存した本市における地域福祉は、各地域の特性・特徴を尊重しながら進めていくことや、ふれ合い、交流、健康づくり等、日々の暮らしを営むために、地域住民がルール・マナーを意識して行動することが大切です。

また、広報活動を充実させ、住民に周知することが必要です。

区 分	取り組み内容
 自助	<ul style="list-style-type: none"> ○家の周りの整理整頓に努めます。 ○家庭ごみの出し方を正しく守ります。 ○ルール・マナーは自分から率先して守ります。
 互助 = 近助 (隣近所)	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動を展開します。 ○ルール・マナーが守られるように声を掛け合います。 ○ごみステーションの整理整頓を、利用者間でしっかり行います。
 共助 (地域組織)	<ul style="list-style-type: none"> ○環境美化等の共同作業には、住民が全員参加できるように周知します。 ○常に地域の状況を見回り、不法投棄を防ぎます。 ○地域の作業にみんなが出られるよう工夫し、広報活動を行います。
 市役所 公助	<ul style="list-style-type: none"> ○地域において、みんながルール・マナーを守れるようにするため、理解を促進し、徹底を図るための活動を行います。 ○きれいなまちづくりに取り組んでいきます。 ○様々な機会をとらえて、ルール・マナーの遵守についてPRします。

基本目標2





一人ぼっちにしない・させない体制づくり

取組1 地域の人のお互いの立場を認め合おう

現状と課題

普段の生活では、あまり気にならないことであっても、高齢者や障がい者等にとっては生活の不便や孤独感等、様々な問題、悩みを抱えていることは少なくありません。地域住民の考え方の相違は、時として互いの無関心につながり、お互いの気持ち、ますます離れていってしまうことが心配されます。地域のすべての人が地域の一員としてその人らしく、いきいきと暮らしていくためには、一人ひとりを仲間として尊重し、支え合い、助け合う意識を育み、同じ社会に生きる人間として、福祉や人権について正しい知識を身につけることが大切です。





地域福祉の理念についての学びや参加、体験の機会を充実し、住民の意識の醸成を図る必要があります。

区分	取り組み内容
 自助	<ul style="list-style-type: none"> ○他人との信頼関係を築くようにします。 ○人としてお互いの人格を尊重し合います。 ○子ども、高齢者、障がい者等のそれぞれの視点に立って行動します。
 互助 = 近助 (隣近所)	<ul style="list-style-type: none"> ○お互いを認め合い、協力して生活します。 ○子ども、高齢者、障がい者等の虐待やいじめを発見したらすぐに通報します。 ○見守りの活動等を支援します。
 共助 (地域組織)	<ul style="list-style-type: none"> ○求められる活動を自治会等で展開します。 ○子ども、高齢者、障がい者等の見守りを行います。 ○虐待について互いに情報を共有し、解決に努めます。
 市役所 公助	<ul style="list-style-type: none"> ○人が集まりやすい場の情報提供を進めます。 ○適切な情報を提供できる体制づくりを強化します。 ○関係機関と連携し虐待の早期発見・早期対応、適切な支援に努めます。 ○成年後見制度の周知啓発や様々な相談への対応を行います。

取組2 一人で悩まず相談しよう

現状と課題





普段から気軽に相談できる人を身近に持つことや、何か困りごとがあったときに相談できる人や場所等を知っておくことは、生活の安全・安心を保つために大切なことです。市民意識調査の「生活相談・支援センターのぞみを知っていますか」では、79.9%が知らない状況で、「総合サポートセンターを知っていますか」は、71.9%が知らないと回答されています。相談場所の周知に努め、相談支援業務も拡充させていくことが必要です。

区分	取り組み内容
 自助	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会や民生委員・児童委員との交流を持ちます。 ○自分の体験を地域の為に役立てます。 ○高齢者や障がい者と日常的に話し合うようにします。
 互助＝近助 (隣近所)	<ul style="list-style-type: none"> ○いろいろな場を利用し、近所の人たちとコミュニケーションをとります。 ○地域で困り事が発生したら、みんなで解決するよう努力します。 ○地域の身近な相談・支援機能の充実に努めます。
 共助 (地域組織)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の民生委員・児童委員や支援者等の活動を支えます。 ○自治会役員相互で連携体制を確保します。 ○介護サービス事業者は、地域の困り事に耳を傾けます。
 市役所 公助	<ul style="list-style-type: none"> ○生活にお困りの方の各種相談に対応し、就労支援や学習支援も合わせて行い、相談者の生活改善を図ります。 ○社会福祉協議会及び関係機関等と連携し、市民への相談窓口の周知に努めます。 ○民生委員・児童委員、保護司等の活動を支援します。 ○悩んでいる人に気づき、専門家につなぐ役割を担うゲートキーパーの育成を推進します。

取組3 地域で仲間づくりと生きがいづくりをしよう

現状と課題

地域社会において、子どもから高齢者まで、すべての市民が安心して暮らし、生きがいを実感できるよう、住みよい生活環境を整えることが必要です。また、身体的な健康ばかりでなく、心や気持ちも健やかであってこそ、地域で元気な生活を送ることができます。身体的な健康維持、健康回復等の取り組みはもちろんです。余暇の過ごし方、仲間づくりなど、どのように自分らしくいきいきと暮らすかは、一人ひとりにとって大きな課題です。生きがいづくりとは、保健・医療・福祉の範囲にとどまらない心の健康を満たす大きな要素です。「生きがい」を地域社会の中で実感できることは、住みやすい地域の条件ともなるものです。自ら生きがいを探すことはもちろん、地域住民や社会福祉を目的とする事業者、行政等とも協働・連携し、仲間づくり・生きがいづくりを推進していく必要があります。





区分	取り組み内容
 自助	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の望む講座等を探し、進んで参加します。 ○地域の行事に積極的に参加して、楽しい時間を過ごします。 ○福祉活動に参加して、自分から仲間をつくり、生きがいづくりに努めます。
 互助 = 近助 (隣近所)	<ul style="list-style-type: none"> ○一人暮らしの方を訪問し、孤立化しないよう努めます。 ○公民館等を利用して、地域の人たちが集える講座等を開催します。 ○地域のボランティア活動を通して生きがいを感じる機会をつくります。
 共助 (地域組織)	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員等の活動に協力し、高齢者や障がい者などのいきいきした暮らしづくりを推進します。 ○誰でも気軽に参加できる講座やイベント等の行事を増やします。 ○社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会との連携を図り、地域福祉の向上に努めます。
 市役所 公助	<ul style="list-style-type: none"> ○「かぬま生涯学習大学講座一覧」やホームページ等により生涯学習情報を提供します。 ○ほっとホームやほっとサロンの活動支援と情報提供を行い、地域住民の交流を促進します。 ○高齢者や障がい者のスポーツや文化活動等を通し、交流の場・社会参加を支援します。

取組4 気軽に集まれる居場所をつくろう

現状と課題

地域で交流を進めていくためには、地域住民の一人ひとりが、自ら行動を起こす意思や意欲とともに、気軽に集い、あの場所なら心が落ち着くと思えるような、日常的に交流できる場が必要です。市民意識調査の「地域福祉を推進するために必要なこと」では、「市民が気軽に参加し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が上位に含まれています。





本市では高齢者を対象としたほっとホーム（生きがい活動支援通所事業）やほっとサロン（生きがい支援事業）など、地域での活動が積極的に行われています。引き続き、コミュニティセンターをはじめ、既存の公共施設の有効活用など、施設の形態にとらわれず、創意工夫で実現していくことが大切です。

区分	取り組み内容
 <p>自助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自分から進んで近所づきあいをします。 ○隣近所同士で、お互いの家を訪問できるような機会をつくります。 ○ほっとホーム・ほっとサロン等、ふれ合いの場に参加・協力します。
 <p>互助＝近助 (隣近所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「井戸端会議」のような気軽に集まれる機会をつくります。 ○「えんがわ」での近所づきあいなどふれ合いの場をつくります。 ○寄り合い処としての公民館等にいつでも集まり、気軽に利用できるようにします。
 <p>共助 (地域組織)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティセンター等の集会施設を活用します。 ○社会とのつながりを作るため、地域を巻き込んだ居場所づくりを支援します。 ○集会所等を使って様々なイベントができるように工夫します。 ○子ども食堂と連携し情報を提供します。
 <p>市役所 公助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○官民で設置している居場所情報を提供します。 ○子ども食堂等、子どもや地域の人が集える居場所づくりを支援します。 ○ひきこもりなど社会とのつながりが途絶えている人の社会参加や誰もが集える居場所の確保に向けた支援を促進します。

取組5 地域で子どもを見守ろう

現状と課題

少子化、核家族化など、地域のつながりが希薄になっている現代において、多くの人に囲まれて子どもが育っていくような環境が失われつつあります。また、児童虐待や、SNS*を通じた子どもの被害など、子どもが巻き込まれる事件も後を絶ちません。社会の急激な変化に対応するには、学校や家庭だけではなく、地域で子どもを見守ることが重要です。




区分	取り組み内容
 自助	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども会育成会や地域の行事に家族ぐるみで参加し、地域の子どもを見守ります。 ○地域の子どもたちと顔見知りになるよう、声掛けやあいさつを心掛けます。
 互助 = 近助 (隣近所)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子育て支援センターに参加します。 ○地域の子どもたちを自分の子どもと考えて応援します。 ○いじめや虐待のサインを見かけたら、学校や児童相談所に通報します。
 共助 (地域組織)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子育て支援センターを利用して、保護者同士のふれ合いを大切にします。 ○地域のみinnで、登下校時の見守りパトロールを実施します。 ○いじめの早期発見のため、家庭・地域・学校と連携を密にし、情報を交換します。
 市役所 公助	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子育て支援センターや子ども会育成会活動等に関する情報提供を、積極的に行います。 ○地域の子どもたちを、犯罪から守るための普及啓発活動を行います。 ○要保護児童対策ネットワーク会議を通じて、子どもを守る地域ネットワークを強化します。

*SNS…ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービス

取組6 制度の狭間で課題を抱えている人を支えよう

現状と課題

地域の中には悩みや課題を抱えていながら、どの制度の対象にもならない、制度の「狭間」で「生きにくさ」を抱えて暮らす人々が存在しています。そのような状態にある方が「SOS」を出しやすいまちづくりを目指すとともに、あらゆる人々が孤立することなく、役割をもちながら、ともに暮らすことのできる社会を目指します。

区 分	取り組み内容
 自助	<ul style="list-style-type: none"> ○悩みや苦しみを抱え込む前に、身近な人に相談します。 ○市役所などの相談窓口の情報を入手します。
 互助 = 近助 (隣近所)	<ul style="list-style-type: none"> ○悩んでいる人がいたら声を掛け、相談に乗ります。 ○日頃から近所づきあいを心掛け、悩み事を早期発見できるよう努めます。
 共助 (地域組織)	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員の活動に協力します。 ○「見えない支援ニーズ」をキャッチするように努めます。
 市役所 公助	<ul style="list-style-type: none"> ○支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、積極的に働きかけて、情報・支援を届けます。 ○様々な悩みを抱えた市民の課題解決に向け、分野横断的な相談支援体制の強化を図ります。 ○関係機関との連携により、ひきこもり等若者の社会参加を支援します。 ○罪を犯した人が円滑に社会復帰できるよう支援します。

基本目標3

困ったときはお互い様 共に助け合う人づくり





取組1 緊急時・災害時に備えた取り組みを促進しよう

現状と課題

近年、地震や台風等の大規模自然災害が日本各地で発生し、平成23年の東日本大震災や令和元年東日本台風などにおいては、本市も多くの被害を受けました。また令和2年からは感染症の拡大により、人々の暮らしが一変したことも災害と同じです。

一人ひとりが防災意識を持ち、日頃から災害に備えることが大切ですが、特に災害時の要支援者と言われる高齢者、障がい者、子ども等については、特別な備えが必要であり、市民自らによる「自助」とともに、地域での支え合いによる「近助」が重要です。





今後も、民生委員・児童委員や近所の人たちと防災等に関する情報交換や対応を検討し、地域の連帯意識を高めることが必要です。

区分	取り組み内容
 自助	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会等と協力し、進んで災害時の仕組みづくりに参加します。 ○自助の意識を持ち、避難所や避難経路を確認し、避難グッズや食料等を備えておきます。 ○家族で緊急時の対策を話し合います。
 互助＝近助 (隣近所)	<ul style="list-style-type: none"> ○日頃から隣近所と災害時の話し合いをします。 ○防災訓練等に積極的に参加し、炊き出しや救急法等の習得と実践に努めます。 ○自治会ごとに緊急連絡網等の情報共有や、伝達手段をつくります。
 共助 (地域組織)	<ul style="list-style-type: none"> ○救急医療情報キットの活用を必要な人に勧めます。 ○自治会、民生委員・児童委員、婦人防火クラブ等が協力して要支援者を支援する体制をつくります。 ○消防団、自治会、自主防災組織による支援体制を整備します。
 市役所 公助	<ul style="list-style-type: none"> ○災害等の的確な情報提供に努めるとともに支援体制の整備に努めます。 ○自主防災組織の設立や活動を支援します。 ○避難行動要支援者名簿を整備し、要支援者の定期的な確認を行います。 ○要支援者の避難支援個別プラン（個別避難計画）の作成を促進します。

取組2 みんなで情報を交換し共有しよう

現状と課題

地域福祉を進めるうえでは、支援を必要とする方がどこにいて、どのような状況なのかなど、基礎的な情報を的確に把握しなければなりません。支え合い・助け合いの輪を広げるためにも、身近な場所で必要な情報を手軽に得られるよう市民相互の情報交換の機会や場が重要です。また、個人情報の保護に関する法律の施行により、情報の取得や共有が難しくなっていることから、これらをどのように両立していくかが大きな課題となっています。個人情報の保護に十分配慮しつつ、本人の意思等を尊重しながら、支援に必要な情報を積極的に地域で共有していくことが求められます。





区分	取り組み内容
 <p>自助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○家族や隣近所の人と普段から意思の疎通を図ります。 ○情報源の確かな、役に立つ情報は、他の人にも提供します。 ○広報や新聞、テレビやラジオ等を通して、積極的に情報を収集します。
 <p>互助 = 近助 (隣近所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な会合等において、地域の人たちに情報を伝達します。 ○身近な情報や問題について取り上げていきます。 ○福祉サービスの情報を積極的に得て活用するよう努めます。
 <p>共助 (地域組織)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○身近で相談できる体制の充実に努めます。 ○わかりやすい福祉情報の提供に努めます。 ○支援に必要な情報を地域で選択し、共有できる取り組みに努めます。
 <p>市役所 公助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○情報は、できるだけわかりやすく、正確に伝わるように工夫します。 ○市のホームページや広報紙、SNS等多様なメディアを有効に活用し、情報発信・提供を進めます。 ○福祉分野以外でも地域と密接に関係する分野での情報発信・提供を進めます。

取り組み3 ちょっとした困りごとは、支え合い・助け合いで解決しよう

現状と課題

地域社会は、隣近所の家族や家庭によって構成されています。しかし、核家族化、一人暮らし世帯の増加等により、地域の連帯を維持していくことが難しくなっています。

市民意識調査においても、近所とのつきあいがますます希薄になっていることを表す結果となっています。本市では、一人暮らし高齢者やシルバー世帯等を地域で支えていく取り組みとして「みまもり隊」を設置し、住み慣れた地域での安心安全な生活を支え合い・助け合いの強い絆で支援しています。生活様式が多様化し、地域社会の役割を維持・充実させていくことが難しい時代であっても、住民一人ひとりの持つ温かい心が広がるよう、仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。





区分	取り組み内容
 自助	<ul style="list-style-type: none"> ○隣近所とのあいさつ、声掛け等の普段からのつきあいを大切にします。 ○思いやりや、いたわりの気持ちを持って、他人と接します。 ○家族の絆を大切にし、困ったときは互いに助け合います。
 互助 = 近助 (隣近所)	<ul style="list-style-type: none"> ○困り事や悩み事を相談できる人をつくっておきます。 ○困っている人がいたら「おせっかい」。声を掛けて相談に乗ります。 ○楽しい行事を地域で実施し、お互いの交流を深めます。
 共助 (地域組織)	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、自治会の連携を高めます。 ○みまもり隊等の活動を通して、一人暮らしの高齢者やシルバー世帯を地域で見守ります。 ○ボランティア活動を実践し、地域活動に参加します。
 市役所 公助	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。 ○社会福祉協議会をはじめ地域福祉を推進する団体や地域の活動を支援します。 ○地域の生活課題や地域資源を把握し、ニーズに合ったサービスが提供できるよう調整します。

取り組み4 ボランティア活動に参加して支え合い・助け合いの輪を広げよう

現状と課題

ボランティア活動は、支援が必要な人を支えるだけでなく、活動に参加する人にとっても、社会とのつながりや生きがいづくりにおいて良い効果をもたらし、地域福祉を支える大きな力となります。平成 27 年の関東東北豪雨や令和元年東日本台風の際には、本市も多くのボランティアに支えられました。





地域の交流や助け合いをより活発なものにしていくためにも、引き続きボランティアに関する情報提供や、活動への参加の呼び掛け、ボランティア組織の育成を進め、支え合い・助け合いの輪を広げていく必要があります。

区分	取り組み内容
 自助	<ul style="list-style-type: none"> ○日頃から地域活動やボランティア活動に関心を持ちます。 ○地域活動やボランティア活動に積極的に参加することに努めます。 ○自分の知識や技術、経験、自由な時間を地域の中で活かします。
 互助 = 近助 (隣近所)	<ul style="list-style-type: none"> ○進んでボランティア活動に参加し、積極的に高齢者・障がい者等の立場を理解します。 ○地域を支えるリーダーの育成を図ります。 ○お互いに声を掛け合い、活動する喜びを分かち合います。
 共助 (地域組織)	<ul style="list-style-type: none"> ○支援組織の周知強化を図り、ボランティアをしたい人と、ボランティアをしてほしい人をつなげます。 ○地域の支援団体の育成や相互の連携強化を支援します。 ○地域住民のニーズを的確に把握し、行政や関係機関と連携し、課題解決に努めます。
 市役所 公助	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動や福祉活動に役立つ情報等の収集発信に努め、ボランティア活動等につなげます。 ○誰もが活動に参加できるようボランティアの交流の場を提供して、活動の輪を広げます。 ○地域やボランティア団体の活動を支援します。 ○認知症サポーターを幅広く育成し、認知症の人を見守る体制作りに取り組みます。

取り組み5 高齢者や障がい者の生きがいつくり・社会参加を支援しよう

現状と課題

地域福祉を推進するにあたっては、介護等の支援が必要な人への対応はもちろんのこと、より多くの人々がいきいきと暮らすことのできる環境づくりにも配慮していくことが求められます。環境づくりの中でも大きなテーマとなるのが、移動・交通環境に関する問題です。本市では、身体機能の低下や障がい等によって一般の交通機関が利用できない人及び家庭において通院等の送迎をすることが困難な人に対し、移送サービス用自動車を運行する事業やタクシー券の配布等を行っています。自力で外出できない、高齢者や障がい者の人々は、自然に閉じこもるようになり、行動範囲が狭くなりがちです。買い物に出かけることや親戚や友達と会うために外出することは、楽しみであり、生きがいの一つになります。また、他者との交流は認知症予防にもつながります。

区分	取り組み内容
 自助	<ul style="list-style-type: none"> ○気軽に外出できるような温かい家族関係を築きます。 ○近所に高齢者や障がい者のいる家があったら、声を掛けます。 ○困っている人がいたら手を差し伸べます。
 互助 = 近助 (隣近所)	<ul style="list-style-type: none"> ○一人暮らしになったときのために、日頃から近所づきあいを心掛けます。 ○高齢者や障がい者が安心して暮らせるよう手助けをします。 ○病院や買い物に行くとき、車等で送迎できる仕組みを考えます。
 共助 (地域組織)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域でイベントを開催したときは、送迎まで考慮します。 ○外出ボランティア等の講座を開催し、活動の輪を広げます。 ○民生委員・児童委員に協力して、高齢者や障がい者のいる家庭を気遣い、日常的に声掛け等を行います。
 市役所 公助	<ul style="list-style-type: none"> ○移動手段のない高齢者、障がい者の支援策を検討します。 ○高齢者や障がい者が自宅の中で、移動しやすくなるような住宅改修の制度について周知します。 ○地域と連携し買い物支援に取り組みます。

第5章 鹿沼市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景

(1) 権利擁護の必要性

現在、福祉サービスの利用には、利用者が福祉サービスを主体的に選択し契約が必要となりますが、認知症や知的障がい、精神障がい、発達障がいなどの理由で判断能力が十分でない方々は、適切な福祉サービスを選択し契約することが困難な場合があります。また、核家族化や超高齢社会を迎えた現在、一人暮らし高齢者の増加や、家族の支えがなくなってしまうことなどにより、適切な福祉サービスを受けられない人が増加していくことや、金銭管理が適切に行えず、金銭的搾取や消費者被害（悪質商法）など権利侵害が生じることが懸念されています。

(2) 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい、発達障がいなど判断能力が十分でない方が、さまざまな契約や財産管理などをするとき不利益を生じることがないように、本人を守り、支援する人（成年後見人等）を選任する制度です。成年後見制度には、法定後見制度の他、任意後見制度があります。

成年後見制度の種類

- (1) 法定後見制度 本人の判断能力が不十分になった後、本人や親族等の申立により、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、補助、保佐、後見の3つのタイプがあります。

法定後見制度		
補助	保佐	後見
判断能力が不十分 重要な法律行為（※注1）ができるかどうか危惧がある。	判断能力が著しく不十分 日常的な買い物は自分でできるが、重要な法律行為（※注1）は自分ではできない。	ほとんど判断できない 重要な法律行為（※注1）は、自分ではできない。

- ※注1 「重要な法律行為」とは、民法で定められている次の行為になります。
1. 貸したお金を返してもらうこと。
 2. お金を借りたり、保証人になること。
 3. 不動産などの重要な財産について、手に入れたり、手放したりすること。
 4. 裁判をすること。
 5. 贈与をすること。
 6. 相続の承認や、相続の放棄、遺産分割をすること。
 7. 一定期間を超える賃貸借契約を結ぶこと。
 8. その他、不動産の大修繕や、贈与や遺贈に関することなど。

- (2) 任意後見制度 本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に、判断能力が低下した場合に代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

成年後見人等 選任される成年後見人等は、家族などの親族後見人、第三者である専門職後見人、社会福祉法人等の団体が後見人に就任する法人後見人、地域の人々が後見人に就任する市民後見人があります。

(3) 計画策定の背景

平成 28 年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「法」といいます。）が施行されました。国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の計画的な推進と、これまでの取り組みに加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図るとしてしています。

本市では、平成 30 年度から「成年後見制度相談会」を開催、令和 2 年 4 月に「鹿沼市成年後見センター」（中核機関）を設置し、制度の周知啓発や相談対応等を実施しています。

また法では、市町村に対して、制度利用の促進に関する施策の基本的な計画を定め、必要な体制の整備を行うよう努めることが示されたことを踏まえて、本市では、「鹿沼市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

成年後見制度に関わる法令

■成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

第 12 条第 1 項

政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

第 14 条第 1 項

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 計画の目的

認知症や障がいがあっても、本人の意思を尊重し、住み慣れた地域でその人らしい生活ができるよう、「鹿沼市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

3 計画の位置づけ

本計画は、法第 14 条第 1 項の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけます。高齢者だけでなく、障がい者にも関係する横断的な計画であるため、本計画と「第 4 期鹿沼市地域福祉計画」を一体的に策定します。

令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
第 8 次鹿沼市総合計画				
第 4 期鹿沼市地域福祉計画・鹿沼市成年後見制度利用促進基本計画・鹿沼市再犯防止推進計画				

4 基本目標と施策の体系

基本目標		施策
基本目標 1	利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の周知啓発、相談対応 ・成年後見制度利用支援事業の実施 ・成年後見制度と他の公的サービスとの一体的提供
基本目標 2	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携ネットワークの構築 ・実施体制の整備
基本目標 3	中核機関を中心とした後見人等の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度に関する情報発信、意識啓発 ・地域連携ネットワークによるチーム体制での支援

5 今後の取り組み

- ・基本目標 1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

施策	取り組み内容
成年後見制度の周知啓発、相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターや関係機関等と連携し、成年後見制度利用促進に向けた周知啓発を行います。 ○権利擁護に関する相談に対応します。
成年後見制度利用支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○单身や親族関係の事情により手続きを進められない場合は、家庭裁判所に後見開始の審判等を市長が申し立てるなどの支援を行います。 ○申立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な方への助成を行います。
成年後見制度と他の公的サービスとの一体的提供	<ul style="list-style-type: none"> ○他の公的サービス等と連動した一体的なサービス提供を図ります。 ○関係機関と連携し、認知症や知的障がい、精神障がい、発達障がいなどにより判断能力が低下した場合の、スムーズな成年後見制度の利用を支援します。

・基本目標 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

施 策	取り組み内容
地域連携ネットワークの構築	○鹿沼市成年後見センターを中心に、地域の専門職団体等の協力を得ながら地域連携ネットワークの構築を目指します。
実施体制の整備	○鹿沼市成年後見センターと関係機関が協力して、権利擁護に関わる支援や制度の利用促進に取り組みます。 ○権利擁護支援が必要な人の早期把握と早期支援を目指します。 ○権利擁護ケース検討会議をとおして、ケースの問題解決を図ります。

・基本目標 3 中核機関を中心とした後見人等の支援の充実

施 策	取り組み内容
成年後見制度に関する情報発信、意識啓発	○制度への理解を深め、適切な制度利用につなげるため、市民や福祉関係者等へ向けて、成年後見制度の情報発信や意識啓発を行います。
地域連携ネットワークによるチーム体制での支援	○鹿沼市成年後見センターを中心とした地域連携ネットワークにより後見人支援を行い、適切な制度利用を進めます。

6 計画の推進体制

- ・鹿沼市成年後見センターを中心に、障がい福祉課、各地域包括支援センター、社会福祉協議会、専門職との連携のもとで推進します。
- ・鹿沼市成年後見制度利用促進協議会に進行状況を報告し、各事業を見直し改善を図ります。

第6章 鹿沼市再犯防止推進計画

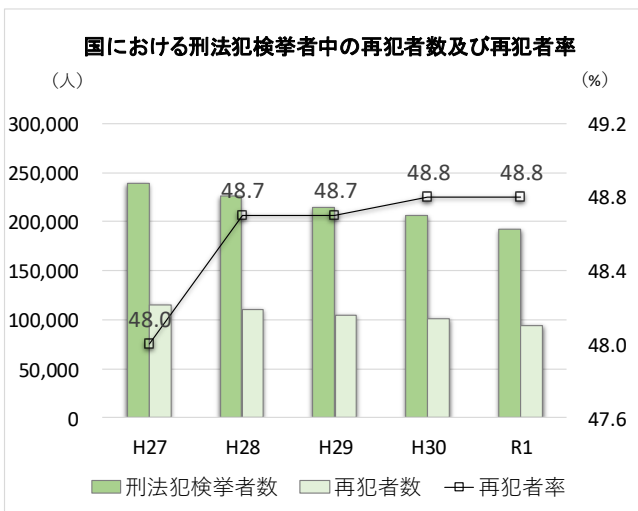
1 計画策定の背景

全国的に刑法犯者数が減少している一方、検挙者数に占める再犯者数の割合(再犯者率)は増加を続けており、再犯を防止することが重要な課題となっています。

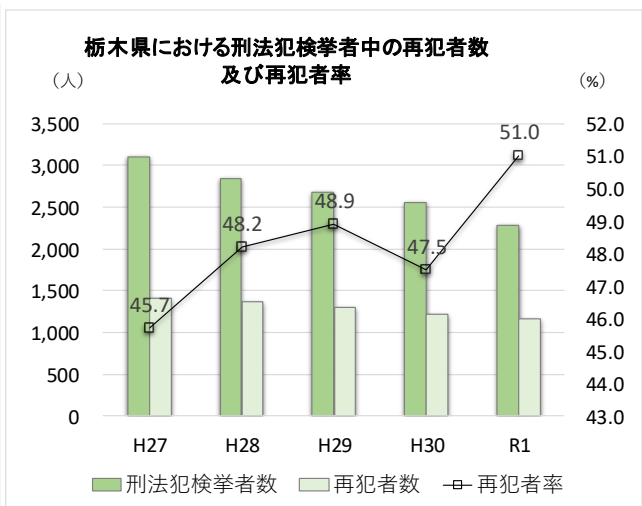
犯罪をした人の中には、出所時に住居や就労先がなく、生活が不安定な人や高齢者や障がい者などの福祉的支援が必要な人がいます。そのような人の再犯を防止するためには、刑事司法手続きの中だけでなく、刑事司法手続きを離れた後も継続的に社会復帰を支援することが必要だと考えられます。

本市では、犯罪をした人が孤立することの無いよう関係機関・団体との連携を強化するとともに、「鹿沼市再犯防止推進計画」を策定し、関連計画と連携を図りながら再犯防止施策を推進していくこととしました。

2 再犯防止を取り巻く状況



(再犯防止推進白書データを基に鹿沼市作成)



(法務省大臣官房秘書課提供データを基に鹿沼市作成)

【参考】鹿沼警察署管内の状況

令和元年 初犯者・再犯者別 検挙人数 (少年を除く)			
	総数	初犯者数	再犯者数
刑法犯総数	86人	45人	41人
うち) 凶悪犯	4人	3人	1人
うち) 粗暴犯	26人	10人	16人
うち) 窃盗犯	45人	25人	20人
うち) 知能犯	3人	2人	1人
うち) 風俗犯	3人	2人	1人
覚せい剤取締法	4人	0人	4人
麻薬等取締法	0人	0人	0人
大麻取締法	0人	0人	0人

(東京矯正管区提供データを基に鹿沼市作成)

3 計画の位置づけ

この計画は、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」として策定します。

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
第8次鹿沼市総合計画				
第4期鹿沼市地域福祉計画・鹿沼市成年後見制度利用促進基本計画・鹿沼市再犯防止推進計画				

4 施策の体系

施 策 体 系	
基本施策1	住居・就労の確保
基本施策2	保健医療・福祉サービスの利用の促進
基本施策3	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
基本施策4	再犯防止関係機関等との連携強化

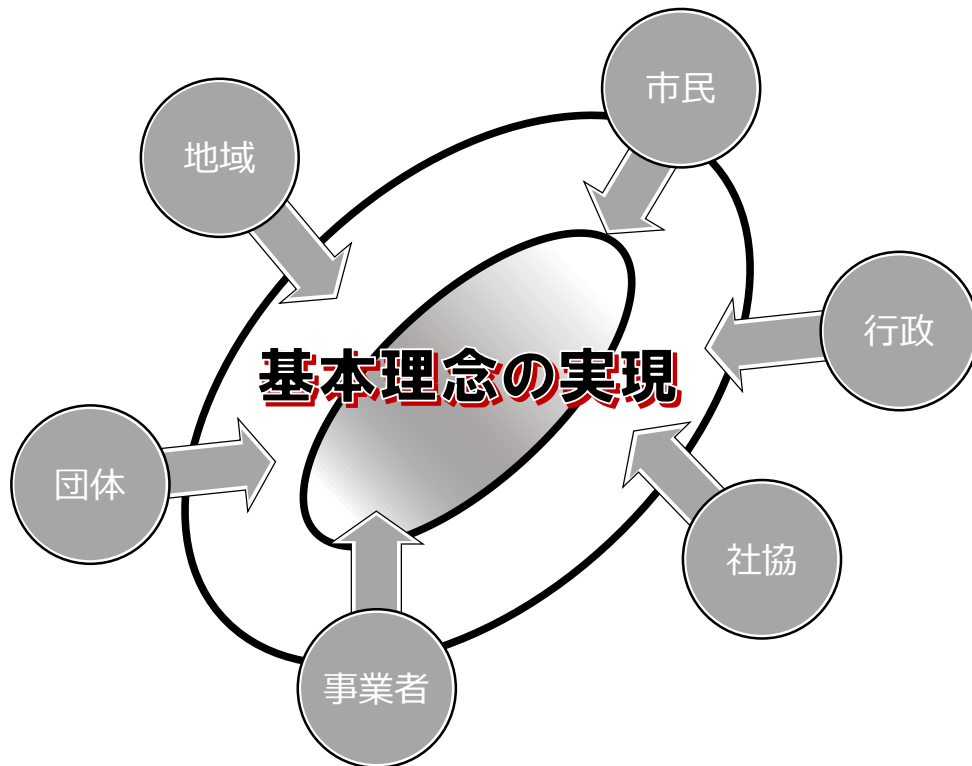
5 今後の取り組み

施策	取り組み内容
住居・就労の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅の募集状況を、広報や市ホームページなどを活用し情報提供を行います。 ○離職した方などに対し、安定した就職活動ができるように、一定の制限を設けた上で住居確保給付金を支給します。 ○鹿沼保護区協力事業主会への入札優遇制度をとおして協力事業主に対する支援を行うことで、犯罪をした者の就労の支援を行います。 ○協力団体や関係機関等と連携の上、利用可能な既存の制度等を活用し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。
保健医療・福祉サービスの利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な人に対して適切な支援が行われるよう、関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用促進を進めます。
民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪や非行をした者の更生を助けることを目的に活動している保護司の活動を支援するとともに、鹿沼保護区保護司会の活動の拠点となる鹿沼更生保護サポートセンターの支援を行います。 また、保護司適任者の安定的確保に向け、鹿沼保護区保護司会と協力し、関係機関団体等を対象に保護司の広報を行います。 ○犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取組で、鹿沼保護区保護司会が中心となっている「社会を明るくする運動」の実施の協力や、活動の広報を行います。 ○更生保護女性会との連携を図り、取組を支援します。
再犯防止関係機関等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○栃木県が開催する再犯防止に関する研修や会議に参加し、県や関係機関との連携を図ります。 ○再犯防止の取組において中心的な役割となる宇都宮保護観察所との連携を図ります。

第7章 計画の推進体制

1 市民・地域・団体・事業者・行政の協働による推進

心豊かで住みよい地域コミュニティを育みながら、安心して暮らすことのできる地域福祉社会を実現するために、市民、地域、団体や事業者、そして行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的・長期的な視点から本計画に取り組み、協働を進めていくことが重要です。



(1) 市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

今後は、地域福祉の担い手として福祉施策への意見を表明したり、自らボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参加するなどの役割が求められています。

(2) 地域の役割

家族・親族、地域の人々間のインフォーマルな助け合いは、隣近所のおつきあいから生まれ広がっていきます。

隣近所とのあいさつはもちろん、日常生活のふれ合いからお互いを理解し合うことで、近くにいる安心やお互いを気遣う心が生まれてきます。これからの地域福祉では、隣近所や地域での支え合いやつながりといった「地域力」、また地域の有する「相談機能」が必要とされています。

(3) 自治会、民生委員・児童委員の役割

自治会は、地域に住む人たちが仲良く助け合って暮らしていくため、地域における様々な問題の解決に取り組む「まとめ役」として期待されています。また、民生委員・児童委員は、「社会福祉に関する活動を行う者」として地域福祉の推進に努めることとされています。地域に住むすべての人が安心して生活していけるような、地域のつながりをつくる「架け橋の役割」としての活動が期待されています。

(4) 事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

また、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや、住民の福祉への参加の支援や福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

(5) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、行政とは異なる民間組織として、独自の存在意義と役割を明確にしていくとともに、住民からも見える体制づくりや様々な専門機関、教育機関等との連携を強化しながら地域の中に入っていくことが重要であり、事業者が参入できない事業を担うなど「地域福祉推進の中心的な役割を果たすこと」が求められています。「第4期地域福祉活動計画」を策定し、本市における地域福祉の向上に努めます。

(6) 行政の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には市民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。

それを果たすために、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、市民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

2 計画の進行管理

本計画は、地域福祉推進に向けた基本的な理念、地域と行政の協働と役割分担について、地域と行政による支え合い・助け合いの仕組みづくりについて示しています。具体的な施策・事業については、福祉分野における各種計画において身近な地域の状況や課題などを踏まえた取り組みが示されており、その基本となる本計画との連携を図っていきます。

また、計画に掲げる基本項目を達成していくために、その達成状況や施策の実施状況、数値などでは計ることのできない、利用者の立場に立った福祉サービスなどの定期的な点検・評価や、福祉分野における各種計画において具体的な検証・見直しを行い、必要に応じて本計画にも反映させるよう取り組んでいきます。

3 社会福祉協議会との連携による事業の推進

平成 12 年の社会福祉法の改正において、社会福祉協議会は地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置づけられました。

社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている生活課題を地域全体としてとらえ、みんなで考え、話し合い、解決を図るため、様々な活動を行っています。

そのためにも、本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

また、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、本計画の具体的な施策の実施を示すものであり、策定にあたっては、地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア、市民団体など地域の幅広い関係者が主体的に参加してつくる民間の行動計画です。

これらの計画が、相互連携を図ることにより、地域の生活課題の発掘・発見を進め、地域資源やサービス・事業を推進し、本市における地域福祉の向上に努めていくものです。



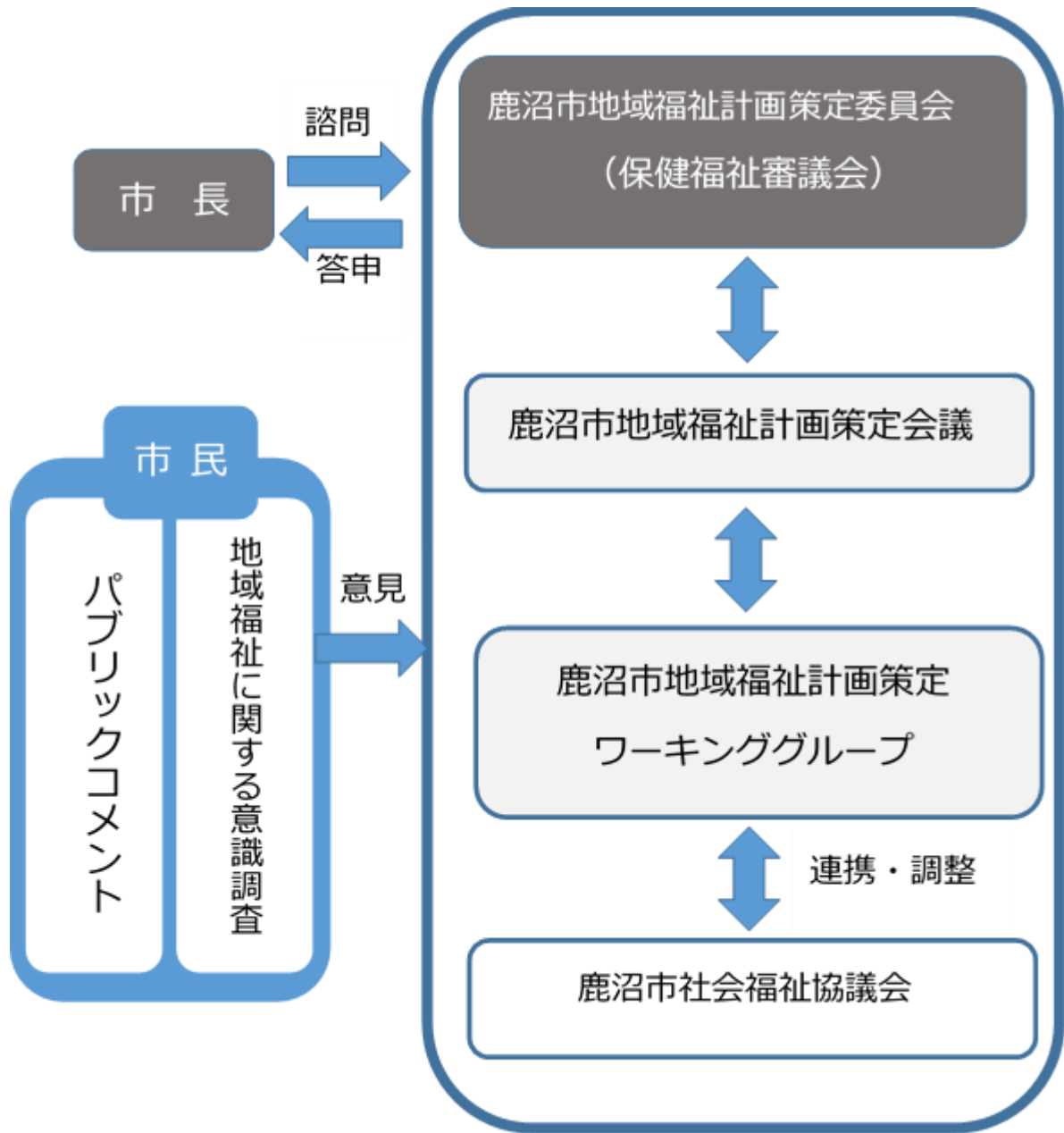
資料

1 策定経過と策定体制

■ 策定経過

令和2年度		
日付	会議等名称	内容
7月28日 8月19日	第1回ワーキンググループ会議 第1回地域福祉計画策定会議	<ul style="list-style-type: none"> 法改正を踏まえた見直しについて 市民意識調査項目について
9月11日～ 10月15日	地域福祉に関する市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> 鹿沼市在住20歳以上の市民2,000名無作為抽出（回収1,049票） 集約と分析
令和3年 1月5日 ～20日	ワーキンググループ会議メンバーへ依頼	<ul style="list-style-type: none"> 第3期地域福祉計画の検証
1月27日	第2回ワーキンググループ会議 （書面審議）	<ul style="list-style-type: none"> 第3期地域福祉計画の検証結果について 市民意識調査の結果について 次期地域福祉計画で取り上げる取組について
2月24日	第2回地域福祉計画策定会議 （書面審議）	<ul style="list-style-type: none"> 第3期地域福祉計画の検証結果について 市民意識調査の結果について ワーキンググループ会議の意見及び次期計画で取り上げるべき取組について
令和3年度		
5月21日	第1回ワーキンググループ会議	<ul style="list-style-type: none"> 今年度の活動予定、現状と課題について グループワーク
6月25日	第2回地域福祉計画策定会議	<ul style="list-style-type: none"> ワーキンググループ会議の評価と意見について 次期計画施策の体系案について
7月15日	第1回保健福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> 第4期地域福祉計画策定について（諮問）
8月17日	第2回ワーキンググループ会議・ 地域福祉計画策定会議合同会議	<ul style="list-style-type: none"> 市内法人等の取り組みについて事例研修
10月7日	第2回保健福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> 第4期地域福祉計画案策定状況について
10月20日	幹事課長会議	<ul style="list-style-type: none"> 第4期地域福祉計画案について 全部局へ素案の内容確認依頼
11月11日	部長会議	<ul style="list-style-type: none"> 第4期地域福祉計画案について （全部局からの意見反映）
11月22日 ～ 12月21日	パブリックコメント実施	<ul style="list-style-type: none"> 意見はありませんでした
令和4年 1月17日	第3回保健福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> 経過報告及び対応について 第4期地域福祉計画策定について（答申）

■ 策定体制



2 鹿沼市保健福祉審議会条例

(設置)

第 1 条 市民の福祉の向上を図ることを目的として、保健福祉の施策について市長の諮問に応じ調査審議するため、鹿沼市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平成 9 条例 6・一部改正)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療機関の代表者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の代表者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) その他特に市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 31 日条例第 6 号)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 鹿沼市保健医療対策審議会条例(平成 5 年鹿沼市条例第 6 号)は、廃止する。

3 鹿沼市保健福祉審議会委員名簿

令和2年4月1日～令和4年3月31日
(敬称略)

選出区分	選出母体	委員名	備考
医療機関の代表者	医師会代表	大久保 昌章	
	歯科医師会代表	福嵩 隆夫	
	薬剤師会代表	下妻 和彦	
関係団体の代表者	自治会代表	鈴木 節也	会長
	民生委員児童委員代表	岩本 雅子	
	女性団体代表	柴田 真里	
	ボランティア代表	吉川 赫	
	老人クラブ代表	小島 正男 (R3.6月まで)	副会長
		鈴木 康子 (R3.7月から)	副会長
	PTA 連絡協議会代表	徳原貴加夫 (R3.6月まで)	
		斉藤 大祐 (R3.7月から)	
	小中学校長会代表	福田 宜男 (R3.3月まで)	
設楽 昭子 (R3.4月から)			
身体障害者団体代表	葉山 廣		
関係行政機関の代表者	県西健康福祉センター所長	渡辺 晃紀	
知識経験を有する者	市議会議員	鈴木 敏雄	
		藤田 義昭 (R3.9月まで)	
		大貫 桂一 (R3.10月から)	
	保育園代表	鈴木 崇弘	
特別養護老人ホーム代表	星野 正人		
市長が必要と認める者	応募者	横尾 勝弘	
		下村 光子	

4 市民意識調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、「第4期鹿沼市地域福祉計画」を策定するにあたって、地域に対する意識や今後の地域福祉のあり方についての市民の意見や要望等、基礎資料を収集するために実施したものです。

(2) 調査の対象

市内在住の20歳以上の方から、無作為に2,000人を抽出しました。

(3) 調査方法

郵送による調査票の配布・回収

(4) 調査期間

令和2年9月11日（金）～令和2年10月15日（木）

(5) 回収結果

配布数	回収数	回収率
2,000人	1,049人	52.5%

(6) 調査の内容（全43設問）

1. 基本属性（11設問）
2. 地域活動について（10設問）
3. ボランティア活動について（7設問）
4. 保健・福祉情報について（7設問）
5. 災害時について（2設問）
6. 福祉水準と地域福祉について（5設問）
7. 自由記述（1設問）

5 用語の解説

(五十音順)

【インフォーマルな助け合い】

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援以外の支援のこと。具体的には、家族や友人、近隣住民、ボランティア、自治会などの制度に基づかない援助。

【NPO】

「Non-Profit Organization（民間非営利活動組織・団体）」の略称で、非営利の社会貢献活動や慈善活動を行う市民組織。

【かぬま生涯学習大学講座】

鹿沼市民一人ひとりが、いつでも・どこでも・だれでも気軽に、自分に合った学びを生涯にわたって続けられる場を提供することを目的とした取り組み。現在、「地域づくりコース」や「生活・芸術・文化コース」等、全部で9種類のコースを設けて、様々な講座を開いている。

【協働】

地域の課題解決のために、行政単独ないしは市民単独では解決できない問題がある場合、相互の立場や特性を生かし、お互いの不足分を補い合いながら協力し、課題解決に向けた取り組みを進めること。

【ゲートキーパー】

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

【コミュニティ推進協議会（地区福祉活動推進協議会）】

住民にとって明るく住みよい地域社会をつくるため、地域活性化やコミュニティ活動を推進する組織。自治会や各種団体等で構成される。

【子どもの貧困】

日本における文化水準、生活水準と比較して困窮した状態である「相対的貧困」を指し、このような家庭環境の子どもの存在及び生活状況のこと。

【食生活改善推進員】

“私達の健康は私達の手で”をスローガンに、食や運動、休養など広い視野を持って地域のニーズに合わせた健康づくり事業を積極的に推進するボランティア。

【ダブルケア】

子育てと親や親族の介護を同時に抱えている状況のこと。

【地域福祉活動計画】

地域福祉計画を実行するための市民の活動、行動のあり方を定める計画。社会福祉協議会が中心となり、地域で福祉活動を行っている住民や団体、施設、保健医療機関、民間企業等との連携に基づいて策定する。

【地域子育て支援センター】

0歳から就学前の子どもと保護者が一緒に利用できる施設。保護者の不安を和らげ、子育ての楽しさを共有しながら保護者同士の交流も図れる場。現在、こじか保育園・茂呂保育園・清洲保育園・にっこり保育園の4か所で実施している。

【地域包括支援センター】

高齢者をはじめとした地域住民が住み慣れた地域で自立した生活が送れることを目的に、公正・中立な立場から、相談支援や介護予防の促進に取り組む機関である。本市では6か所（東・東部台・北・中央・南・西）の地域包括支援センターがあり、統括として市役所内に鹿沼市地域包括支援センターが設置されている。

【認知症】

脳の病気や障がいなど様々な原因により、認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態。

【認知症サポーター】

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする人。

【認定こども園】

幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、幼児教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する、県から認可を受けた施設。

【8050問題】

80代の親とひきこもり状態の50代の子が同居する世帯の、孤立化・困窮化に伴う様々な問題

【ひきこもり】

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人と交流をほとんどせず、6か月以上にわたって、おおむね家庭にとどまり続けている状態。

【ほっとホーム】

家に閉じこもりがちな概ね 60 歳以上の高齢者等に趣味活動や利用者同士の交流の場を提供し、社会的な孤立感の解消や自立の支援、介護予防等につなげていくことを目的とする施設。現在 7 か所で運営されている。

【ほっとサロン】

地域で暮らす概ね 60 歳以上の高齢者が、お茶を飲みながらおしゃべりのできる場所を地域住民自らが設置・運営し、お互いの交流を図る取り組みを行っている。

【ヤングケアラー】

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来大人が担うような家族の介護（傷害・病気・精神疾患のある保護者や祖父母の介護など）や世話（年下のきょうだいの世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を受けている主に 18 歳未満の子ども。

第4期鹿沼市地域福祉計画



発行 令和4年3月

企画・編集 鹿沼市 保健福祉部 厚生課

〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1 鹿沼市役所 本館1階

T E L 0289 (63) 2257 (直通)

F A X 0289 (63) 2169
